

要件事実教育に関する学生意見交換会

【日時】 平成18年8月11日（金）午後2時～午後5時15分

【場所】 創価大学本部棟12階法学部会議室

【主催】 法科大学院要件事実教育研究所

【テーマ】 法科大学院における要件事実教育の実状と問題点

— 法科大学院生の視点から —

【次第】

1 開会の挨拶及びコメンテーター紹介

伊藤 澄夫 創価大学法科大学院教授

法科大学院要件事実教育研究所長

2 コメンテーターより本意見交換会開催にあたって

植草 宏一 筑波大学法科大学院教授、弁護士

山崎 敏彦 青山学院大学法科大学院教授

3 自己紹介及び各法科大学院における要件事実教育の実状と問題点についての説明

参加学生

4 休憩

5 意見交換

6 コメンテーターによるコメント

7 閉会の挨拶

コメンテーター	植草 宏一	筑波大学法科大学院教授・弁護士
コメンテーター	山崎 敏彦	青山学院大学法科大学院教授
司会	伊藤 滋夫	法科大学院要件事実教育研究所長 創価大学法科大学院教授

青山学院大学	おおはざま 大嶼 通生	2年 (未)	法学部、社会人経験あり
青山学院大学	ばん 坂 裕和	3年 (未)	社会科学部、社会人経験あり
慶應義塾大学	こう 高 秀成	3年 (未)	法学部
慶應義塾大学	こうもと 河本 岳大	3年 (既)	法学部
國學院大學	しみず 清水 裕二	3年 (未)	法学部、社会人経験あり
國學院大學	ほんどう 本道 和子	3年 (未)	看護学部、社会人経験あり
創価大学	いけもと 池本 優子	3年 (未)	法学部
創価大学	いとう 伊藤 博昭	06年卒業 (既)	法学部
創価大学	すずき 鈴木 義弘	3年 (未)	文学部人文学科
中央大学	じゅうな 重名 卓史	3年 (未)	法学部、社会人経験あり
中央大学	たけなか 竹中 紫穂	3年 (既)	法学部
東京大学	くりはら 栗原 伸輔	3年 (未)	経済学部／数学
東京大学	なかむら 中村 八重	3年 (既)	法学部、社会人経験あり
白鷗大学	くめかわ 糸川 高志	3年 (未)	法学部、社会人経験あり
白鷗大学	わたなべ 渡部 星子	3年 (未)	法学部
一橋大学	おだ 小田 勇一	06年卒業 (既)	法学部
一橋大学	さかまき 坂巻 陽士	06年卒業 (既)	法学部
早稲田大学	さいとう 齊藤 恵香	3年 (未)	法学部三年次中退（飛び級入学のため）
早稲田大学	ひろゆか 廣瀬 仁貴	3年(未)	法学部

伊藤滋夫（創価）；それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。創価大学の伊藤と申します。皆さん今日は八王子の遠いところまで大変ご苦労様でございました。時間が全体として非常にタイトでありまして、その点が申し訳ないと思いますけれども、法曹実務というのは、短い時間内に適切に活動をしなければならないという面もあるわけでございまして、そんなこともお考えになりご協力を頂きたいと思います。

本日の会の趣旨としましては、今まで教員サイドの研究会というのは、ずいぶんたくさんあったのですけれども、学生が参加してのこういう形の研究会というのは、雑誌社の主催のものなどが、ないことはないのですが、少なくとも法科大学院要件事実教育研究所としては始めてです。そういうことで貴重な資料として、今後残ることと思いますので、どうぞご自由に活発に意見をおっしゃっていただきたいと思います。

まず最初にコメントーターの先生をご紹介申し上げます。こちらにいらっしゃるのが植草宏一先生でいらっしゃいます。植草先生は、昭和50年に東京大学をご卒業になりました、29期司法修習を終了されて後、弁護士をずっとやっておられて、東京弁護士会の法曹養成センターの重鎮であられます。それで司法研修所の教官等いろいろなことをおやりになっておられ、私も先生とご一緒に東大の研究会で、要件事実の話をしたことなど、記憶に残るところでございます。現在は、筑波大学法科大学院教授でもあられます。時間がないので大変簡単ですけれども、その程度にさせていただきます。

次に山崎敏彦先生ですが、山崎先生は、昭和48年に東北大学大学院法学研究科博士課程を中途退学され、その後福島大学などを経まして、現在青山学院大学法科大学院教授であられ、法学部長、研究科長等もなさいました。法学博士の学位もお持ちでございます。山崎先生とは、私はずっと前からご縁が深くて、現在皆さんの目にも触れていると思いますけれども、『ケースブック要件事実・事実認定』なども山崎先生とご一緒に編集させていただいたりしております。主な研究テーマとしては、委任、貸借型の契約、あるいは登記の関係などであり、大変広いご業績もおありになり、『新

民法学』などの書物も、いろいろ書いておられまして、法科大学院要件事実教育研究所としてもお世話になっているところが非常に多いのでございます。簡単な紹介で申し訳ありません。

なお、こちらにおられますのが田村伸子さんです。弁護士をしておられまして、現在研究所の研究員であられます。

皆さんには各法科大学院2名ずつご出席頂いておりますが、創価大学は、誠に恐縮ですけれども、主催校ということで、3名の参加をお許し頂きたいと思います。それから今日は参加者以外には、あちらに、今出川幸寛先生と、若柳善朗先生がおられますが、いずれも本学の法科大学院教授で当研究所の研究員であられます。進行は事前にお配りし、今日も配付しました予定表の通りなのですが、非常に時間がタイトで申し訳なく思います。一番つらいのは、一校あたり7分でプレゼンテーションというところです。それが2分違いますと、全部で20分くらい違ってきてしまう、ということになりますので、それは法廷で弁論が制限されていると思って是非工夫しておやり頂きたいと思います。

青山学院と創価大学はここに教員がいるので、言いにくいこともあるかもしれませんけれども、それは互いに山崎先生のお人柄と、私の人柄（笑）を考えれば遠慮なんかいらないということはよくわかっているでしょう。それでは、コメンテーターの先生方からお話をお願ひいたします。

植草宏一（筑波）；先ほど伊藤先生から紹介を頂きました、植草でございます。今日は非常に楽しい時間をもてることを光栄に思います。私は弁護士をやりながら、筑波大学という夜間の社会人向けの大学で教員をやっております。担当は、要件事実認定論、それから民事総合演習、それからリーガルライティングなどを担当しております。実務家が法科大学院で教育することでどういうことが重要だということを私は授業の当初に学生に申し上げました。つまり、民事訴訟の実務の流れを理解すること。要件事実の基礎、要件事実的な思考を身につけること。事実認定の基礎を理解

すること。文章作成の技能、文章による表現技術を身につけること。これら4つのことをミニマムスタンダードにしたいと、このことを授業の冒頭で説明した上で教育にあたっております。特に、その中で要件事実については重要であります。民法について研究者、隣に山崎先生がおられるのですが、研究者の先生は、いわゆる神の視点での、行為規範というようなことを教えられるのですが、実際に実務法曹になった場合には、裁判規範として機能していく場合に、これを主張立証責任という点から民法を眺める必要があり、そうしなければならない。ところがそこの考え方を理解させるということが、研究者と実務家との間で議論しないと難しいことになるわけです。私の所の大学では、三学期制なものですから、二学年の第一学期に要件事実の基礎をやるのですが、2単位しかございません。2単位ということは、20コマです。20コマの時間で、今いったような形で、民法の解釈学を、主張立証責任の観点からやっていくということは、これは不可能に近い。実際一学期が終わって、今振り返っているのですが、来年からはこれは相当手直ししなければならないなと、こういうふうに考えております。以上でございます。

伊藤滋夫（創価）；ありがとうございました。では山崎先生お願いします。

山崎俊彦（青山学院）；山崎と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。ごく簡単に挨拶をさせていただきますが、いま植草先生がおっしゃられたように、私は研究者で、しかも民法を専攻しています。先ほど植草先生に私が民法だと申し上げたら、民事訴訟法の研究者だと私のことを思っておられました。というのは民法の人間がこういう所に関心を持つというのがあまり多くはなかった、あるいは現在もあまり多くないのかもしれない、そういう実情にあるからであろうと思います。しかし、私は、民法を専攻する者として、20年前くらいからずっと、伊藤先生たちがいろいろお書きになっているものには、関心を持ってきておりました。むしろ大学院

の演習などでは、何回かこうしたテーマも取り上げました。またご縁あって青林書院の『民法注解財産法』も書かせていただいたりしております。

私が、しかしこういうテーマに関心が持てるのは、自分がどういう研究テーマで研究してきたかとか、自分がどういう場所で教育の場に立ったかとか、そういうことが大きく影響しているかと思います。学位論文のテーマは「抗弁権の永久性論」というもので、非常に地味なテーマなのですけれども、抗弁権は期間制限に服するかという問題で、そもそも訴訟上実体権がどのような形で主張されるかということに関わって、現象の仕方が違うんだというものですから、よくよく考えてみればまさにこういう攻撃防衛ということに関係するテーマを選んだということがありました。

それから教育の観点からすると、最初に法学部ではないところで教壇に立ちました、それで法学部でないところで教壇に立つというのは、法律家になるわけではない者に対して民法を教えますから、民法を学ぶということはどういうことを意味するか、という話をしなければならなくて、最初から裁判規範、行為規範という言葉を使いながら学生に法のことを意識してもらっていました。

このような意味で、私は今考えてみるととても運のよいことに、要件事実論に非常に関心がもてるところに自分がいたということだと申し上げることができます。

私の担当は、民法の財産法の部分ですが、今は法定債権の部分を担当しております。あとは民法演習、それから民事法特別演習といいまして、要件事実の要素を相当意識した演習をしております。それで今日は、是非日頃私自身が気にしております、早い時期に要件事実教育をしていいものか、ということについて、皆さん方がどんなお感じを持っておられるか、またここが悩みどころというようなこともお聞きしたいし、ここをこのようにすればというようなところをむしろご指摘いただく中で、より良い法科大学院教育に関われたらというふうに思います。以上でございます。

伊藤滋夫（創価）；それではこれから意見発表に移っていきます。それでは五十音順で、青山学院から、恐縮ですが時間を守っていただいて、お願いいたします。

坂裕和（青山学院）；それでは青山学院大学の方から始めさせていただきたいと思います。私は、坂裕和と申します、大学は青山学院ではございません。某大学の社会科学部卒業でして、3年間ほど証券会社で働いた後、こちらに入学させていただきました。それまでは法律の勉強は一切しておらず、いわゆる純粋未修者という形になります。

それでは、まず本校における要件事実教育の実情につきましてご報告させていただきます。まず要件事実プロパーにつきましては、必修科目として2年次の前期に民事実務基礎という科目が、2単位。これは90分授業を、週1コマを、全15回になります。それから選択科目として、同後期に民事法特講D、これは要件事実論という科目が設けられております。この後者につきましては、名目上は選択科目となっておりますが、担当の先生が前期後期合わせてとることが望ましい、と事前に告知しております、それをふまえまして、ほぼ全員が履修しているため、実際は4単位が必修となっております。この科目を担当しますのは、元裁判官の教授で、使用教材は、オリジナルのレジュメと法曹会の『増補民事訴訟における要件事実第一巻』の主として総論部分、また民事演習教材となっております。このうちオリジナルのレジュメにつきましては、『問題研究 要件事実 — 言い分方式による設例15題 —』とテーマ設定は同じであります、事例を先生の方で変えて行っております。そして、『問題研究』と、『紛争類型別の要件事実』に記載されている内容というのを、前期後期の授業で一通りカバーしていくということになります。この『第一巻』の方の総論部分ということですが、こちらは前期後期それぞれ一回程度回しまして、民事演習教材を使用する場合には、主張整理、並びに事実認定などを行い、事前に各自が一人ひとり考えてレポートを提出しまして、それを次回以降の授業で、先生の

方から解説を、並びに議論討論をするという形になります。基本的に講義が中心とはなりますが、毎回毎回予習範囲が指定されておりまして、また先生が学生の発言を求めることが非常に多く、かなり負担の重い科目として学生には知られています。さらに復習テストというのを授業の冒頭で行うことから、前回の授業の復習も欠くことはできないということになります。先ほども述べましたが、担当の教授が元裁判官の先生で、民事訴訟も担当されていることから、民法よりは民事訴訟法、いわゆる裁判手続と関連させて理解させることが多い気がいたします。

なお、本校では、1年次の前期に民法の総則と物権、家族法を必修単位とし、後期に債権、不法行為が必修科目として設けられているため、2年次の前期の要件事実の授業を受ける前に民法の理解は各自一通り終わっているということが前提になっています。

次に要件事実と民法が融合している科目として、2年次の前期に民法融合演習、同後期に民事法融合演習という科目が、どちらも必修科目ですが、各2単位あります。また3年次の前期・後期に民事法特別演習という、これも同様の必修科目が、各2単位設けられています。

それで、2年次前期の民法融合演習は、判例を題材にした演習授業で、二人の民法の先生が半分ずつ担当しておりますが、本校では、私の隣にいらっしゃいます山崎教授がその半分を担当しているということもあります。山崎先生の担当回には、判例研究を中心とはしつつも、要件事実のアプローチというのが試みられております。

また同後期の民事法融合演習は民法と民事訴訟法の融合演習で、これも民法の担当教授二人が半分ずつ担当しまして、そのほかに民事訴訟法の先生が全部の回に参加するという形式になっております。この授業は、あらかじめ研究対象判例が指定されておりまして、事前に担当の学生がレポートを提出し、それを元に検討するというのですが、山崎先生の担当会においては、それまでの学習から学生が自主的に要件事実的アプローチからの整理、問題点の指摘をするため、結果的に要件事実が絡んだ授業というこ

とになっております。

3年次の民事法特別演習は、山崎教授と弁護士の先生が二人一組となりまして、ケースブック要件事実を中心にして、授業を行います。これはまだ前期しか終わっていないのですけれども、全30回で行っております。あらかじめ担当となる学生が指定された事例問題に対するレポートを提出しまして、山崎教授がそれをまとめたもの、クラスがこれに関しては3つございまして、1クラス3人がレポートを担当するため、9人レポートが毎回提出されます。それを配付しまして、これを元にして、各自の意見交換議論が活発に行われるという形になっております。

このほか山崎教授による要件事実を中心とした補講、並びに自主ゼミが行われまして、また3年次選択必修の模擬裁判でも当然に要件事実が扱われますし、また知的財産法におきまして、担当の先生が司法研修所の民事教官をやっていたこともありますし、この授業でも要件事実について触れられているということを聞いております。ただこれについては私は出ていないので、詳細はわかりかねます。

以上が本校の要件事実教育の実情になります。他校の詳細な状況はわかりかねますが、事前アンケートを見る限りでは、本校は要件事実教育について、他校に比べて時間的には相当程度充実していると考えます。ここまでが実情になります。

それから問題点につきまして詳しいことは私の隣におります、大狭さんの方から発言していただきますが、私といたしまして、簡単に申しますと、入学してから初めて法律を勉強したということもありまして現状については大枠では、こんなもんだろうと素直に受け止めております。それは本校のカリキュラムが1年で全て民法をやって2年の前期後期で要件事実を、そして3年でそれを深く勉強していくというスタイルが、自分としても良いと思いますし、全体としても良いと感じていることからもそのように受け止めている次第です。細かな問題点については、時間の都合がございますので、意見交換で述べさせていただきます。それでは大狭さんの方と代

わります。

大峠通生（青山学院）；青山学院大学の大峠と申します。私は青山学院大学の未修の2年生に在籍しております。一応法学部出身ということになつておりますが、ちょうどバブルの真っ只中に学生時代を過ごしておりましたので、卒業証書を見たら法学部と書いてあったというくらいの法学部の出身です。社会人としては、基本的には商社におりまして、その間に中国に留学したり、その後にメーカーに出向していたこともあります。仕事では多少法律関係のことには携わっておりました。

今要件事実教育に関して何が一番問題かというのは、私の思うところでは、学生にとっても先生方にとっても、要件事実に対してどういうスタンスで接していいのかということをよくまだ皆捉え切れていないことではないかなというように思っております。非常に要件事実を好きな人もいますし、非常に抵抗を持っている人もいるように思えます。そういう意味で、私個人としては、法科大学院というところが実務家養成機関ということですので、実務に一番近い形で、あまり実体法とか要件事実だとかいうことを意識せずに、意識的に分けて考えずに学ぶのがいいのではないかなと思っております。以上で終わらせて頂きます。

伊藤滋夫（創価）；どうもありがとうございます。それでは次に慶應義塾大学の方からよろしくお願ひいたします。

高秀成（慶應義塾）；慶應義塾大学の高秀成と申します。法学部を3年生で中退して、未修に入學し現在3年生です。慶應義塾では、必修として要件事実論、そして民法総合Ⅰ、Ⅱ、民事法総合Ⅰ、Ⅱが用意されておりまして、選択科目として、要件事実論総合Ⅰ、Ⅱという科目が用意されております。

要件事実論では、要件事実に関する基礎的な考え方などを学び、そして

要件事実論総合Ⅰでは訴訟法との関連から要件事実を分析するという内容でありまして、要件事実論総合Ⅱでは知的財産法や商法、労働法、民法などさまざまな問題を通じて、要件事実に関する事例検討するという科目です。民法総合Ⅰ、Ⅱにつきましては、実務家の教員の方と学者教員の方が共同で授業をするものであります。民事法総合Ⅰ、Ⅱは実務家教員の方が中心となって、要件事実的な分析と実体法的な分析を交錯させながら授業を展開するというものです。

以上が慶應での要件事実教育の実情であります。問題点に関していえば、要件事実を学んだばかりの時点で民法総合Ⅰ、Ⅱという必修科目において、要件事実的な検討と実体法的な検討を両方するものですから、なかなか要件事実上では請求原因、抗弁、再抗弁というふうに連なって検討していくのですが、実際上の紛争の主眼というものが、初めて再抗弁で問題になるという場合に、要件事実にまだなれていないため、問題の焦点になかなかピントを合わせることができずに、前提問題でかなり時間がかかってしまって、問題の本質に迫れないというふうな問題点があったと感じております。

河本岳大（慶應義塾）：慶應義塾大学法科大学院の河本岳大と申します。私は法学部を卒業しまして、既修者コースで入学いたしました。慶應での教育については今高君からお話ししていただいた通りなのですが、私が考えている要件事実論の教育の問題点というのは、先ほど青山学院大学の方もおっしゃっていたと思いますけれども、やはり学生がどのように要件事実教育を受け取るかという点に問題があると思います。慶應大学では、民法と要件事実論が並行的に教育されるのですが、やはり最初の内はマニュアル的にそれを暗記してしまうという学習方法に陥りがちになってしまいますので、その点がやはり暗記とかマニュアルという学習方法になってしまいるのは、やはり法科大学院にはふさわしくないという意味で問題があると思います。

また要件事実論を過度に重視する実務家の教員の方もいらっしゃいまして、そのような授業ですと、やはり実体法の議論が不足してしまうという点も問題があると思います。やはり法科大学院というのは、実務家を育成する機関ではあると思いますけれども、法曹像という部分でも、やはり今後法科大学院を卒業した方からそういう分野に携わる方が生まれると思いますので、実体法の議論というのも授業で十分になされるべきだと思っております。

伊藤滋夫（創価）；どうもありがとうございます。それでは國學院の方からお願ひします。

清水裕二（國學院）；國學院大学の清水と申します。未修の3年です。法学部出身で、社会人を経験して、未修コースに入りました。國學院大学の授業ですが、2年の前期に「民事訴訟実務の基礎」という科目で要件事実の教育があります。この授業は、『問題研究 要件事実』の15題をもとに行われておりました。民法の授業とはまた別物で、民法でもない民事訴訟法でもない、新しい科目的授業を受けていた印象でした。授業では、宿題（事実記載例の通りまとめなさいというものなど）もたまに出されるのですが、その場合には、伊藤先生の本、大江先生の『要件事実民法』、最近では、岡口裁判官の本などを、図書館でとにかく探して、それを写して組み合わせるというような形による宿題への対応も行われていたような印象を受けています。新司法試験との関係ですが、授業を受けている最中では、新司法試験についてサンプル問題、プレテストまでしか情報がありませんでした。プレテストではありませんでしたので、本当に役に立つのかどうか疑心暗鬼の中で受けました。

要件事実教育についての、一般的な意見ですが、要件事実教育を早く受けた方が、民法など他の科目でも役立つような印象は受けます。しかし、要件事実を勉強して、今度はそれを他の科目で活かそうというときに、他

要件事実教育に関する学生意見交換会

の科目の授業の中で要件事実の話をしてみても、実体法の授業にはあまり活かしきれない面が出てきてしまう可能性もあります。その辺に少し問題があるのかなと感じました。

本道和子（國學院）；國學院大学の未修者の3年の本道と申します。私は完全な純粹未修で、看護学部を卒業して、病院で看護師として働いてから法科大学院に入ったので、民法もまったく初めて見る科目でした。2年半勉強して、現在思っていることを述べます。國學院もやはり1年生の時に民法の授業をほとんど修了し、1年の後期に民事訴訟法を学び、2年の前期に民事訴訟実務の基礎という、いま清水さんが報告したとおりの授業があって、その後は演習の中で、要件事実に触れていくという形になります。民法の膨大な量の学習を1年間ではあるのは、極めて至難の業で、2年生の前期に要件事実を習って初めて、成立要件と効果の勉強が必要な理由が分かった感じでした。初めて法律を学ぶ者が、3年間くらいの時間で、ある程度の実務家になるための学習をするには、要件事実の考え方というのを一番最初に学び、それを基礎にして、民事訴訟とか、民法という学問領域を、要件ということに重点を置いて教えてもらえるといいのかなと感じています。

確かにクラスの中でも戸惑いのあった人もいますし、みんないろいろな意見を持っていると思うのですけれども、私自身はそのように思いました。また、民法の授業と要件事実の授業というのがほとんどリンクのない状態で、ただ一度だけ2年生の後期に伊藤先生の講演会を民法の演習の中で入れてもらったという感じなので、もっとそのあたりを最初から最後までつなげて説明してもらえれば効率的に学べるのかなと考えています。以上です。

伊藤滋夫（創価）；どうもありがとうございました。それでは創価大学の方からお願ひします。

鈴木義弘（創価）；創価大学の鈴木です。私も純粋未修者で、学部時代にモンゴル語を勉強して留学しておりました。専攻は歴史です。創価大学の実情は、民事法総合のⅠからⅥという授業が、2年次から3年次にかけてありますと、民事法総合Ⅰが要件事実論についての授業です。

民事法総合全体について、1クラス約15名で、対話形式で、適宜レポートがあり、全てではないですが、添削して返却されるという形式です。民事法総合Ⅰは、4単位30コマ程度で、現在は、伊藤先生と、本日参加していらっしゃる今出川先生と若柳先生に教えていただいております。民事法総合Ⅰでは、『ケースブック要件事実・事実認定』や、『紛争類型別』、あと『問題研究 要件事実』などを使用して要件事実論の勉強をしております。

民事法総合Ⅱから民法の演習科目や民訴法の演習科目が始まりますが、それらは全て要件事実の理解がないといけない授業となっております。具体的には、事案を分析し、訴訟物を考え、要件事実を組み立て、争点などについて判例などの学習を深め、さらに執行保全の手続を勉強するという流れになっております。実情としてはその程度です。

民事法総合Ⅰの感想と致しましては、まず要件事実論自体に興味を持つことができました。裁判規範としての民法を考えるということが、民法の各条文、各制度の趣旨を考えることであり、かつ流動する社会の価値にも配慮しなければならないという、古くて新しい問題であったと思います。僕のような純粋未修者でもすごくわかりやすい授業だったので、大変、満足しております。

池本優子（創価）；創価大学の池本と申します。私は法学部を卒業しまして、3年の未修コースに入りました。私の方からは、要件事実教育に関する問題点ということで、次の三つの点について簡単に述べさせて頂きたいと思います。三つの点といいますのは、要件事実教育を行う時期、二つめにその方法、三つ目に1年次の民法の授業との関係ということにしたいと思います。

まず時期についてですけれども、これは先ほどからいろんな方がおっしゃっていますとおり、法科大学院における要件事実教育の位置づけということによって、どこに置くかということが変わってくると思います。本学では、単に裁判実務の基礎科目としての暗記科目ではなくて、民事法の基礎理論であるという位置づけで行われていますので、2年次前期で集中して行うということで良いかと思いますけれども、裁判実務の基礎なのだということを重視するのであれば、3年次の後期までやってもおかしくないのかなと思います。

次に方法ですけれども、本学では、基本的に課題という形で準備をしてきたものに対して、先生が授業中に質問、質問というか糾間に近い感じの、双方向的授業を行うという形です。『紛争類型別』というのは、ある意味疑問の余地がないかのように要件事実が書いてあるわけですけれども、その疑問の余地がないところから無理矢理疑問を作つてさらにそれを糾問されるということで、非常に苦しい授業を受けていました、そういう訓練を受けることによって、民事法のバックグラウンドにある、何か壮大なものを感じつつ、なぜそうなのだろうということを根本まで考える姿勢を身につけることができました。新しい問題に直面したときに、自分の頭で考え、なぜそうなのかという理由をつけて結論を導くことができる力がついたと思います。ですので、「なぜ」ということを徹底して突き詰めるという方法は、大変いい方法だったと思っています。

次に1年次民法の授業との関係ですけれども、私は、1年生から2年生にあがって要件事実の授業を受けたときに、まったく別の物だと思って、先生何でこれは民事訴訟法じゃないんですか、と聞いて怒られたということがあるのですけれども、いまでは民法と要件事実教育というのはまったく別物ではないというふうに感じています。ということは、2年次にまったく別の物だと感じたのは、1年次の授業に問題があったということではないかと感じております。というのは、具体的に申し上げますと、錯誤無効について、重過失がないことを要件として覚えたりですか、債務不

履行の履行がないことを要件として覚えるなどとか、少し言葉遣いに気をつける授業を行うというか、要件事実の思考を前提とした民事法の授業というものができるのではないかというふうに考えております。以上です。

伊藤博昭（創価）；創価大学の伊藤博昭です。僕は卒業生ということで呼ばれたので、要件事実の実情、問題点については在校生に任せて、新司法試験については後でお話させていただくのでここでは自己紹介だけにさせていただきます。

伊藤滋夫（創価）；それでは中央大学の方よろしくお願ひいたします。

竹中紫穂（中央）；中央大学の竹中と申します。既修コースに入りまして、現在既修コースの2年目、要するに3年生ということなります。それではお話しさせていただきたいと思います。まず、概要を大まかにお話ししたいのですが、中央大学ロースクールの要件事実教育というのは、けっして十分なものとはいえないと思います。しかもその理由というのは、大規模校で、一学年が300人弱いるのですが、そのマイナス面が出たということがいえると思います。

具体的なカリキュラムについて申し上げますと、未修の1年目においては、要件事実教育というのはまったく行われておりません。この点については、改善の必要性などについて後ほど、重名さんから話があると思います。次に、2年目以降につきましては、1学年が6クラスに分かれておりまして、そのうち3クラスが前期に、残りの3クラスというものが後期に「民事訴訟実務の基礎」という科目で、要件事実教育を受けることになります。これは2単位しかありません。担当されている教員自体も4単位は本当は必要という不満をこぼしておられました。先ほどの青山学院などと違いまして、他に要件事実教育について必修の形で授業というのは行われていないのですが、このことについてのアナウンス自体が全くなされてい

ない状況です。

他に要件事実教育がなされている科目としては、選択必修科目として、「民事模擬裁判」 1 単位、「法文書作成」 1 単位、「テーマ演習」 1 単位、の 3 科目があります。しかし、これらの 3 科目どれも履修しないまま終えてしまう学生も多くいます。特に「テーマ演習」は今年度から開講されたものでして、現時点で履修した学生は、今日ここにいる二人を含めて 11 人しかおりません。また、「民事模擬裁判」、「法文書作成」についても、授業全體で教わるのではなく、授業時間の一部を使って付隨的に教わるにすぎませんので、要件事実教育というのは、結局「民事訴訟実務の基礎」 2 単位分のみです。そして「民事訴訟実務の基礎」と同一のクールでは、民事訴訟法と商法を教わります。しかし民事訴訟法と商法においては、基本的には、例えば争点効・反射効のような基本的な理論、商法については、最近出した判例などに言及されるのみで、要件事実についてはまったく触れられておりません。

民法については、別のクールで行われることになっていますので、1 学年 6 クラスの内、3 クラスは、要件事実を教わった後に民法を教わるという状況です。2 年前期で要件事実を教わった場合は、その後の学習は、基本的に自習にゆだねられています。

具体的に「民事訴訟実務の基礎」においては、担当教員は、前期は弁護士の先生、後期は、裁判官であり新司法試験委員でもある三角先生です。今日来ている二人とも 2 年前期で教わっておりますので、後期については詳細は申し上げられませんが、ほとんど前期と同じと思われます。使用した教材というのは、『紛争類型別』、『問題研究 要件事実』、『9 訂民事判決起案の手引』、民事演習教材などです。『要件事実第 1 卷』、『第 2 卷』は、使っておりません。学生の間では、自主的に加藤新太郎先生の本なども流行したのですが、最終的には、実際それがどれだけ活用されているのかというの不明です。未修既修を通じて、新しく教わる科目でしたので、非常に熱心に授業に取り組んでおりました。授業のスタイルとしましては、

数人ずつで2つのグループを組み、その2つのグループが同じ問題について、事実整理をした上で、それについて議論をしていくという形で行われていました。さらにそれに付随的な点として、例えば、民法・民事訴訟法の基礎的な事項についての確認というのが口頭で行われました。例えば（民法では）表見代理の類型や更改の定義が問われたり、（民訴では既判力の基本事項などが）聞かれたりしてました。

そして、先ほど確か植草先生もおっしゃった、ミニマムスタンダードのうち、文書作成については非常に弱くなっています。課題というのは、中間レポートとして、訴状を起案するというものがありました。それから期末試験としまして、4時間の時間を取りまして、昨年の前期については、表見代理について、4時間で事実記載をしていく、さらに理由付けについても六法のみをみて書いていくという形の試験が行われました。それ以外については、文書作成の練習というのはまったく行われておりません。要件事実というのは、暗記ではないといわれていますが、後期の中では基本的な事項も問われておりましたので、それについてはある程度の暗記も必要と考えております。しかし、先ほど申し上げましたように、民法について前期で教わっていない状態で、未修も既修も合わせて要件事実論に触れることになりますので、その点で非常に不十分な点が多いと思います。この点について重名さんから詳しく話があると思います。

重名卓史（中央）；中央大学の3年生の重名と申します。一応法学部卒なのですが、ちょっと社会人といいますか、公務員を3年間ほどしておりましたので、白紙に近いような状態で戻ってきた状態です。

未修の時、民法の授業を1年間やってきたわけなのですが、残念ながら先生方の方も要件事実の方は、まだそんなに詳しくないというふうに正直におっしゃっておられまして、あまり要件事実教育を意識した授業ができていたかというと、むしろそうとはいがたくて、やはり判例の方をロースクールなんだから読んでいこうという感じでした。そのときの感想とし

では、とりあえず要件がいろいろあるというのは、わかったのですが、先ほど創価大学の方がおっしゃっていた、民法95条の要件にしましても、但書きの重大な過失がないことというのは、何で一般的に当てはめなくていいんだろうか、などということが結局疑問のままに残ってしまって、2年生になって要件事実教育をうけて、初めてなるほど抗弁なのだからわざわざこっちから主張する必要がないんだな、ということがわかったことが成果です。

そういう感じで一歩一歩2年生は進んでいったという感じでして、主に使っていたテキストが、『紛争類型別』の通称縁本なのですが、担当教員の方はこれで十分だというふうにおっしゃるのですが、どうも未修者からしますと、この本がどうも行間を読むことを非常に強いられている様な感じがしますし、非常に難しい感じがしました。それで、基礎マニュアル的な加藤新太郎先生の本ですかとか、そういった感じのいわゆる事実記載の形で書いてあるようなものを使う傾向があったのですが、最終的には、研修所が出している本に戻っていって、条文を見て自分で考えていくという発想になっていかないといけないのでないのかなという形で今みんなその辺に落ち着いて来ているところです。特に本試験の民事系科目第2問を見まして特にやっぱり暗記そのものではなくて、やはり自分で考えることが問われているのだなという感想に落ち着いております。こういった感じで3年生になると要件事実の授業としては、ほとんどありませんので、いま自主ゼミ等で学んでいるところです。

伊藤滋夫（創価）；それでは東京大学の方よろしくお願ひいたします。

栗原伸輔（東京）；東京大学の未修の3年生の栗原と申します。今日はよろしくお願ひします。東大では、要件事実の教育ということで、2年次の後期に民事実務基礎という授業が必修になっておりまして、全員で要件事実の基礎について学習しております。事実認定が今日のトピックに含まれる

のかどうかちょっとわからないのですが、事実認定に関しては、3年次の後期に選択科目という形で、履修することが可能になっております。

2年次の民事実務基礎ですが、授業の進め方としましては、裁判官の実務家教員の方に教えていただいているのですが、その方に作成していただいた事例問題を何通か学期を通してやっていくという形で、授業が進められています。各事例問題について、先生が要件事実を把握するような設問を設けてくださいまして、それに事前に答えてきて、授業中に質問、議論等がなされまして、それをふまえながら、ブロックダイヤグラムを各事例について作成するという形で授業が進められました。個人的には、具体的な事案から要件事実を抽出して、ブロックダイヤグラムを作成していくという授業は、非常に要件事実の理解には、いい学習方法ではなかったかなと感じています。

それで問題点ということですが、一言述べさせて頂きますと、以上のように2年の後期に民事実務の基礎という形で、要件事実の授業を受けたのですが、個人的には、その授業の達成しようとしている目的というのがよくわからなかったというのが正直な所です。たぶん後のディスカッションのところでそのような話が出てくるかと思いますので、ここでは簡単に触れて、そういうふうに感じたということだけでとどめさせて頂きたいと思います。

中村八重（東京）；東京大学の中村と申します。授業の内容につきましては、先ほど栗原君の方から話がありました。多少補足させていただきますと、半期の授業で内容的には3部ぐらいに分かれておりまして、まず基礎的な言い分方式の比較的簡単な事例を扱い、次に同じ形式で少し複雑な問題を扱い、最後に一件記録をかなり薄くしたような、実際の書証などを見ながら学習するといったようなカリキュラムになっておりました。内容的には、最終的には相当高度な所までいったと思います。2単位科目、週1コマでやっていくということで、ちょっとお恥ずかしいことなのですからけども、

少し消化不足であった、というのが正直な感想です。

授業の進め方につきましては、先ほど栗原君からもお話をありましたが、具体的な事例に基づいて検討するということが非常に有益であったように思えます。ただ問題といたしましては、他の科目との連携が非常に少ないということと、それから継続的な取り組みができないということです。先ほど中央大学の方のお話を伺っていて、私たちの学校のカリキュラムは恐らく中央大学が一番近いのではないかと思いましたが、要件事実については2年次の後期に一回やったきりでそのまま卒業してしまうという学生も非常に多いように思います。それでは必修で、各学期に配置すればいいのかと申しますと、法科大学院において学習されるべきとされている他のカリキュラムとの関係もありますと、非常に難しい問題があると思います。ここでは、問題提起のみさせていただきたいと思います。

伊藤滋夫（創価）；2年次の後期で2単位、その2単位の中で、簡単なことから、一件記録まで全部やるのですか。

中村八重（東京）；そうです。

伊藤滋夫（創価）；はいわかりました。どうもありがとうございました。それでは白鷗大学の方よろしくお願ひいたします。

条川高志（白鷗）；白鷗大学大学院法務研究科、3年の条川と申します。よろしくお願ひします。私は、法学部を卒業した後、3年間社会人経験を経て、未修者の3年コースに入学いたしまして、現在3年生です。私の方からは、主に私どもの学校の要件事実教育の実態についてお話しさせていただきます。

将来的にはカリキュラムの変更等もあると思いますが、現段階のカリキュラム上では、当校では、要件事実論そのものを中心扱う科目というのは、

訴訟実務の基礎民事という科目が用意されています。これは、既修者の2年前期、未修者の3年前期に配置されておりまして、いずれについても必修の科目になっています。具体的な授業内容ですが、まず要件事実に関する総論的な講義が最初にあります。その後、担当の先生の方から事例問題を提示されて、それに関して要件事実的な観点はもちろんですけれども、民事法全体的な視点から、当事者は訴訟においてどういう主張をすべきか、立証活動をなすべきかということを、主に検討していく授業です。この際使用された教材というのは、今までご紹介があったような物と同じようなものを使用してやって参りました。その実際の授業では、あらかじめ課題に対する各学生のレポートというのが義務づけられて、提示されて、これをたたき台にして、先生が案内役をしてくださるのですけれども、学生同士議論する形式というのをやっております。以上のように要件事実論というのを本格的に学習するというのは、この訴訟実務の基礎民事という最終学年の前期においてなのですけれども、それ以前にも、既修者1年前期、および未修者2年前期に民事訴訟法演習、それから後期には、民事訴訟法演習Bと、主に債権総論の部分を扱う民法演習Cという科目があるのですけれども、その各科目において、事案に応じて、要件事実論の基礎的な部分をその中で学習しております。

やり方についてですが、いわゆる民集を利用して、実際の判例事案の中で、当事者がどのような主張をしたか、争点はどのようなところにあったか、ということを判例集の中から読み解いていく、そして先生がそれについて適宜指摘してくださるという形で授業を進めてきました。一応要件事実論という形で、専門の科目があるのは、3年生、最終学年になってからなのですけれども、それ以前にも、一応基礎的な部分というのは、2年生の段階で学習していたということになります。では問題点の方は、渡部さんの方から言っていただきます。

渡部晶子（白鷗）；白鷗大学の渡部晶子です。問題点についていくつか説明

します。要件事実は、2年次の民法の時間に、判例を元にして勉強しました。民法の授業は、4つに分かれているのですが、その中の三つが学者の先生の担当で、残りの一つである債権総論が、元裁判官の先生の担当です。その元裁判官の先生が担当されている分野に限って、要件事実が授業の中に取り込まれています。他の学者の先生達は、要件事実の方は、あまり詳しくないということなので、授業には取り込まれず、科目によって、差が出てしまうというのが問題点だと思います。

また、要件事実を学ぶ上では、実体法の知識が定着しているか否かが、大変重要になってくるのではないかという声も、多くの学生からあがっていました。特に、純粋未修者の方達の中に、まずは実体法をきちんと学びたいという意見が多かったように思います。

さらに、3年次の訴訟実務の基礎（民事）では、主に要件事実の勉強をしているのですが、その担当の先生の要件事実の考え方というのは、司法研修所でやられているような、通説とは違う考え方です。例えば、先ほどの錯誤無効のところの「重大な過失がないこと」という要件は、錯誤無効を基礎付ける事実として、請求原因の中で主張するものであるというよう習いました。一般に通説といわれるものの他に、3年次には、他説を学ぶ授業が必修となっていることから、学生の中には、通説的な要件事実を自分の中できちんと理解していないのに、3年次でまた違った形の要件事実を勉強するという点で、少し戸惑いがある者もいるようです。一方で、3年次に勉強している要件事実は、非常に考えさせられるような授業なので、大変興味を持って参加している生徒もいます。以上です。

伊藤滋夫（創価）；白鷗大学の場合、一つの特徴として私が承知している限りでは、定員が一番少ない、小規模校の中でも30人という定員ですね。

渡部晶子（白鷗）；同じ学年の生徒は21人です。昨年度入学した既修者の学生も含めて21人で授業をしています。

伊藤滋夫（創価）；いずれにしても30人を切るということですね。そういうところで何か特徴はありますか。他の大規模校と少しこういうところが違うということがあれば紹介頂きたいのですが。

条川高志（白鷗）；そうですね。やはり小規模校ですので、先生との距離が近いというのが一番のメリットだと思います。それこそ先生の手が空いている時であれば、先生の所に押しかけて、これがどうもわからないのだがということで、時間の許す限り先生と直接会って聞く機会が各学生に多くの時間与えられているということは、大変ありがたいことだと考えています。また、例えば要件事実を担当されている先生も、各学生と毎週講義が終わった後に昼食と一緒にされて、その中で授業でどういうことをやつたらいいかとか、どのように授業を進めていったらいいかということを、学生個人の話を聞いてくださってそれに関して配慮して下さるような感じですので、先生との距離が近い点が要件事実教育にも非常に活かされているのではないかと思っております。

伊藤滋夫（創価）；21人というのは、1クラスですか。それを二つに分けることはしないのですか。

条川高志（白鷗）；科目によって異なります。21人が同時に受講するスタイルの授業もあれば、例えばこれを半分ずつに分け、一方は講義形式を中心とするもの、他方は演習討論形式を中心とするものというように差異を設けた上で、学生側がこれを任意に選択するというスタイルをとる授業もあります。

伊藤滋夫（創価）；わかりました。どうもありがとうございました。それでは、一橋大学の方よろしくお願ひします。

小田勇一（一橋）；一橋大学の小田と申します。今日は、よろしくお願ひ致します。私の方からは、一橋大学における要件事実教育についてお話しします。一橋大学では、主として二つの科目が要件事実を学習するために用意されています。一つは民事法務基礎という授業で、これは3年次の前期に行われています。もう一つは民事裁判基礎いう授業で、こちらは3年次の後期に行われています。

前期の内容についていいますと、基本的な用語の解説、あと『問題研究要件事実』を使用した基本的なブロックの説明、その他、要件事実特有の議論として、a+bや対抗要件具備による所有権喪失の抗弁と対抗要件の抗弁の関係などを扱いました。授業は、弁護士の先生が基本的に説明していくというスタイルです。

後期の授業は、司法研修所の民裁教官によって行われました。授業内容は、半期の授業15コマの中で三つの事件記録を用いて、要件事実を解説し、事実認定を行うという形です。具体的には、実体法上の要件をまず確認して、その上で、どのような要件事実になるのかということを解説しまして、事実認定は時間が余る限り行うという形です。私たちが受けた授業の特徴としましては、必ず実体法上の要件から入りまして、それがなぜ請求原因あるいは抗弁になるのかという点についてきちんと説明がなされる点だと思います。また、授業方法の特徴としては、毎回三名くらいの生徒が授業ノートを作成しまして、それを裁判官の先生に提出しチェック受けるという点で、そこでは、各授業で最低限理解しなければいけないことの確認、基本的な勘違い・日本語の使い方の訂正などがなされました。学生がわかりにくいような用語などにつきましては、エクセルで作成した解説プリントを配付していただいたという次第です。私の方からは以上です。

坂巻陽士（一橋）；一橋大学の坂巻陽士といいます。今日はよろしくお願ひします。僕の方からは、授業を受けての感想と、要件事実の問題点を簡単に話したいと思います。

まず要件事実の授業を受けての感想ですけれども、簡単にいうと、やはりこれは民法とは別物かなという感想を持っています。といいますのも、要件事実プロパーの問題について、期末テストなどのテストとして出る場合には、要件がなぜその要件になっているのかという説明をさせることが多いと思います。民法というのは、どちらかというと、問題についてその請求が認められるかとか、そういう問題解決の方に走るので、説明の仕方というか、要するに答え方がまったく違う別物。そういう意味で違う世界だなという感想を持っています。ただなぜこれが要件になるのかという説明をする所では、まさにその民法の条文構造からこれが要件なのだ、ということを導く点では、民法と要件事実論というのはすごく関連が深いものというふうに認識しています。なぜこれが要件になるのかということを考えない勉強をすることになると、恐らく、例えば『問題研究 要件事実』などの暗記に走るとかになると思うのです。しかし、これがなぜこういう要件になるのかというのを条文から引っ張り出してくるという思考過程をたどる授業をすることによって、論理的思考能力もかなりつきますし、そういう勉強をした上で、僕らの学校では、まさに事案の一件記録を読んで、事実認定までするというところがありますので、その中で、要件を考え、事案を考え、最後の結論まで導くというところで、要件事実と民法を一体的に考えることができたかなというふうに思っています。

それから問題点の前に、要件事実を勉強する時期についてですが、僕らの学校では、3年次前期後期でやっているのですが、3年次前期でやられたことというのは、『問題研究 要件事実』のまさに説明みたいなものなので、恐らくあの本がかなりよくできていると思うので、個人で、夏休みか何かに読んでおけばあらかじめできることかと思います。そうすると、そういうことは2年の後半に簡単にやって、3年次前期にその一件記録から事実を使って勉強するという方法をとれると思います。3年後期の段階でそれをやるというのは、新試験との関係もありますので、かなり時間的に厳しいものがあり、自分の勉強が若干おろそかになるというのは、もったい

ないなという感覚を持ちました。

それから問題点としましては、今までいろいろ話がでてはいるのですけれども、ここでは、僕は卒業生なので、卒業生という視点から、修習の前期修習が削られるというところと関連しまして、要件事実の問題ではないのですけれども、法科大学院が終わった後、修習までの間に、要件事実についての勉強をする機会というのはほとんどないと思います。法科大学院としてそういう形でいいのかというのは、かなり問題だと思います。後でその他のことは話しますのでこの程度にしておきます。

伊藤滋夫（創価）；ひとつ聞かせて欲しいのですけれども、条文の構造というのを考えてそれで要件を考えるとそれが民法と一体をなしたものだというご説明がある一方、最初の方では民法と要件事実は別物だという感想をおっしゃいましたよね。その関係はどういうふうに理解したらいいのですか。ちょっと民法と要件事実論との関係がちょっとニュアンスの違った説明が二つあったので少し分かりづらかったのですが。

坂巻陽士（一橋）；最終的な意見としましては、結局一体的なものなのだろうという所に落ち着いたのです。ただ最初勉強を始めた段階では、まったく別物だと思いましたし、要件事実として、まさに要件の説明をしなさいというような問題設定をされるとやはり民法とは違うのではないかという感覚があります。そういう意味では、別物かなと思います。少し説明が足りないところがありました。

伊藤滋夫（創価）；それは、時期的にある時期にそう思ったこともあるけれども、いま一緒だと思っているということなのか、やはり今もそれぞれ違うと思っていらっしゃるのかそこが少しそく分かりにくいのですが。

坂巻陽士（一橋）；はい。なんと言ったらよいでしょうか、まさに要件を要

件事実として聞いてくるというような話になりますと、違うものかなという気がするのです。今でもそう思っています。

伊藤滋夫（創価）；そうですか。どうもありがとうございました。では早稲田の方お願いします。

廣瀬仁貴（早稲田）；早稲田大学の廣瀬と申します。本日はよろしくお願ひ致します。私は、法学部を卒業しまして、早稲田大学法科大学院の3年コースに入学し、現在3学年 在籍しております。

早稲田大学における要件事実教育の現状としましては、2年次後期に「民事訴訟実務の基礎」という授業と、「民事法総合Ⅲ」という授業の2コマが用意されております。いずれも90分×15コマの授業なのですが、要件事実教育に特化した授業というものは存在せず、上記の授業の中で何コマかを使って要件事実を勉強するという扱いになっております。「民事訴訟実務の基礎」に関しては、裁判官（あるいは元裁判官）の教員が担当されているクラスと、弁護士の教員が担当されているクラスがありまして、「民事法総合Ⅲ」の方に関しては、加えて研究者教員の担当クラスもあるという状況です。

2年次の夏休みの間の予習課題として、『問題研究 要件事実』と『紛争類型別』、弘文堂から出でております『民事訴訟実務の基礎』という本の3冊が課題図書として指定されておりまして（『類型別』に関しては一応、「任意」という扱いになっていますが、ほとんどの学生が読んでいるようです）、後期から始まる授業に際しては、原則としてそれらの文献について講義は行わない、という扱いになっております。

私は、元司法研修所教官の先生にどちらの授業も習っていたのですが、まず「民事訴訟実務の基礎」に関しましては、先生が作成されたオリジナルの言い分方式の問題と、参考資料、詳細な解説レジュメ、加えて、解説用のパワーポイントなどを用いて授業が行われておりました。具体的には、

毎回言い分方式の問題が教育支援システム上に提示されまして、それについて各自、訴訟物、請求の趣旨、を明示した上で主張整理をするように指示がなされます。授業では、予習において各自どのように考えてきたのかということを学生同士が検討して、それについて適宜先生の方から必要なコメントが加えられまして、最終的にはまとめという形で、先生の詳細な解説が加えられるという流れになっております。途中からは、民事演習教材や事実認定教材を用いて、主張整理と事実認定との双方を行っていくというようなことが行われておりました。

他方で、「民事法総合Ⅲ」に関しては、同様に言い分方式の問題や民事演習教材等を用いた主張整理・事実認定ももちろん行いましたが、どちらかというとこちらの授業は、民法・民事訴訟法の総合演習という点に主軸が置かれた授業でしたので、一審判決・控訴審判決・最高裁判決をそれぞれ読んで、そこから実体法上の問題点、及び、訴訟上の問題点を抽出して検討し、それに加えて必要な限りで関連する要件事実の問題について検討するというようなことが行われていました。

学生の側がそれらの授業をどう受け止めていたのかと申しますと、周りの学生の話をいろいろ聞いてみると、結局のところ、「授業についている人」と「ついていない人」というのがかなり二極化してしまっているのではないかという印象を受けました。それに関しては、主な原因として次の二点が考えられます。一点目としましては、カリキュラムの問題が挙げられます。早稲田大学のカリキュラムにおいては2年次の前期に民法の授業が1つも設置されていないことから、1年次に民法を一通り学んだとはいえ、それ以降、民法を「授業」という形で全くやらないまま、2年後期になっていきなり要件事実論を学ぶことになるため、特に未修者では、民法の基礎が不十分な状態のまま要件事実の授業に突入してしまう人が多いのではないかと感じております。もう一点としましては、肝心な「テキスト」の不十分さが挙げられます。演習書やケースブックの類というものは数多く出版されていると思うのですが、概説書といいますか、要件事実

の基礎をしっかりと学ぶための総論的な本として手頃なものがなかなかないように感じております。『紛争類型別』などで参照されているのは我妻先生の本や注釈民法等でありましたので、私は「分からぬ」と思つたらまずそういった民法の本に戻り、その上で『第一巻』や『第二巻』を読んで自分なりに四苦八苦して要件事実を考えながら勉強していたのですが、結局のところ、問題なのは、民法の文献を読んでもそれを要件事実的な視点から再構成して、請求原因・抗弁・再抗弁等々に結びつけられない学生であると思います。しかしながら、その架橋を図るために（要件事実的な思考をするために）必要なツールを与えてくれる概説書として確立したものがないため、修習生と異なり、未だ民法実体法の理解自体からして不十分な法科大学院生にとっては学習に苦労することが多いように思います。ですので、そういった学生をいかにボトムアップしていくかというのが今後の要件事実教育の課題となると同時に、かかる学生の理解を助けるテキストの作成も急務なのではないかと感じております。

引き続き、早稲田大学における要件事実教育の問題点について意見を述べさせて頂きます。まず一点目としては、先程申しましたように、裁判官教員や弁護士教員等様々な方が各自別々に授業を担当されておりますので、クラスによって教育内容のばらつきが大きいという点が、均質的な教育という観点からは大きな問題ではないか感じております。結局のところ、それはどこに由来するのかと申しますと、個々の教員の要件事実に対する受け止め方といいますか、スタンスの違いなのではないかと思っておりまして、一般的に裁判官の先生方は、「要件事実をとにかくしっかりと身につけることが重要だよ」というスタンスで、弁護士教員の方々は、「要件事実も確かに大事なんだけれども、もっと訴状を書くとか、準備書面を書くとかそういうことも大事だから、そっちの方を授業でがんばらなきゃいけないよ」というようなスタンスでいらっしゃるように感じています。限られたコマ数の中において、「何をやるか」という点からしてバラバラなものですから、言い出せばきりがありませんが、「他のクラスでは習っているのに、

私のクラスでは習っていない」というものがあると、学生の立場としては非常に困ります。幸運にも、私のクラスは先程の例で言えば「習った」方のクラスでしたので、個人的には不満は全くないのですが、他のクラスの学生の多くは不安を抱えているように見受けられます。別にたくさんやればいいというものではないと思うのですが、「法科大学院において必要十分な要件事実教育」の内容、すなわち、ミニマム・スタンダードというものが明らかにされていないため、当然、学生側は何が必須事項で何が $+ \alpha$ の内容なのかが分かりません。そのような中で、「これは自分たちは習っていないからまずいのではないか」というような不安を徒にかき立てられるようなことがあっては非常に困ると感じております。

もう一点としましては、要件事実論を学ぶ機会の絶対的な不足が挙げられます。先程、早稲田大学では2年次前期に民法の授業がないと申し上げたのですが、3年次にもやはり民法実体法の授業、あるいは要件事実を学ぶ授業というものがほとんど皆無です。かろうじて「金融担保法」という担保法の授業が1コマあるのですが、そのほかに民法・要件事実を学ぶ授業が全くないので、先程中大と東大の方からもお話があったのですが、「2年後期」という限られた期間の中で要件事実を学ばざるをえないという状況にあります。その後、新司法試験を受けるまで要件事実論を採り入れた授業もありませんし、新司法試験の後、司法修習に入るまでもやはり学ぶ機会がないという状況なので、仮に要件事実論の理解が不十分であった場合、自分で足りない部分を自習して補っていくことが果たして可能なのか、という点について不安を抱えている学生が多いのではないかなと思っています。今回の新司法試験にも要件事実の問題が出題されておりましたし、前期修習がなくなったこととの関係で、私たちは合格後いきなり実務修習に突入することになっております。そういった中で、2年後期という限られた期間で勉強したにすぎない要件事実論について、さらにその後の発展科目の中での演習を経ることなく卒業してしまって大丈夫なのだろうか、果たして自分が法科大学院修了生として要求される水準の要件事実の知識・

理解というのを身につけられているのか、という点について、私自身も含めてですが、不安を抱えている学生が多いのではないかと感じております。私の方からは以上です。

伊藤滋夫（創価）；二つほど質問があるのですが、一つは、裁判官教員と弁護士教員とでスタンスが違うという話で、弁護士の教員の方が、要件事実も大事だけれども、訴訟や準備書面の書き方が大事だというのは、どういう趣旨でおっしゃるのですか、訴状や準備書面というのは、要件事実と関係なく書けないわけですよね。それはどういう意味でおっしゃっているのですか。

廣瀬仁貴（早稲田）；先程も申しましたが、結局、「要件事実論」という授業がないため、「民事訴訟実務の基礎」の授業全15コマの中で、何コマを要件事実教育に充てるのかという問題となるところ、肝心なコマ数の配分については（ひいては、そこで扱う内容に関しても）各教員の判断に委ねられていますので、要件事実教育について多くのコマを割くか、それを削って、書面作成技術や、民事訴訟・保全・執行手続の中における弁護技術等といった実務的な内容にコマを割くのか、という違いがあらわれることになります。

伊藤滋夫（創価）；それからもう一つ民法の科目はないとおっしゃるのはどういう意味ですか。民法総合演習というようなものもないのですか。そうすると要件事実以外の民事というのは何をやっているわけですか。

廣瀬仁貴（早稲田）；2年次以降における、民法を学ぶ科目としましては、前述の2科目と担保法の授業を除いては、2年次後期に「民事法総合Ⅱ」という2単位の演習科目（民法）があるのみです。他には2年次・3年次を通じて民法を直接扱った授業は全く設置されておりません。民事系科目

としましては、民事ワークショップとして、「信託法」や「倒産法」、「不動産特殊講義」、「消費者法」等々の授業が設置されておりますが、3年次にはそういった先端・発展科目のみ設置されているという状況です。

齊藤怜香（早稲田）；私の方で引き継ぎさせていただきます。早稲田大学の方では、ワークショップといって、自分が将来進む方向に特化した科目を3年次になると自由にとれるというようなシステムをとっていて、それを売りしております。しかし、そのような方針をとった結果、このような民事の実体法とか基礎の部分とかが科目としては、ほとんど存在していないくて、例えば証券取引法の授業があったり、いわゆる展開先端科目と言われるものが非常に多くなっております。その結果、要件事実といった民事実体法の授業が3年次にないという結果になっています。

伊藤滋夫（創価）；ありがとうございました。引き続きどうぞ。

齊藤怜香（早稲田）；引き続き、自己紹介から始めさせて頂きます。私は早稲田大学の齊藤怜香と申します。経歴としては、早稲田大学法学部を3年次で中退して、早稲田大学の法務研究科の方に入学しております。廣瀬さんから引き継ぎまして、早稲田大学における要件事実教育の問題点についていくつか申し上げさせて頂きます。まず先ほどもいろいろ廣瀬さんの方からおっしゃっていただきましたが、民事実体法の授業がないということが大きいと思います。そして2年生と3年生に民事実体法の授業がないというのは、非常に重大なことです。しかしこれと同時に、どの学校も多分そうだと思うのですけれども、未修の1年生の時点で、いわゆる六法を一通り回すというのがある意味原則になっていると思うのですけれども、1年生の時点で民法を一周回すということだけでは、学生の間である程度差がありますが、やはり民法の基礎がいささか未確実のままとなっている部分が大きいのではないかと思います。そしてこの点が、要件事実の授業に

おいて、分かっている人と分かっていない人の大きく差が出るということの原因となっているのではないかと思います。

ではその分かっていない人がどのようにして穴を埋めていかなければいいかという部分なのですけれども、要件事実においては、私が2年生の前期の当たりから、いろいろな人の中で、要件事実というものが2年の後期から始まるからちょっと勉強を始めなければいけないという雰囲気が段々漂ってはおりました。しかし、とある先生の仰るところによりますと、その当時要件事実と書いた本は売れるというような状態で、みんな要件事実と書いてある本に飛びついて勉強しては、なんだかよくわからない。基本的な本は、どうも『問題研究 要件事実』と、『紛争類型別』という本らしい。こういったことは分かるのですが、先ほども何かお話を出ていましたが、『紛争類型別』の行間を埋める作業と、理論的な部分を自分で読んで埋めていく作業が必要になるのですが、それを行うための全員のコンセンサスが得られるような本がその当時なかった。どれを読めば、いわゆる普通の通説といわれる立場にたどり着けるのかがよく分からない。このような分かっていない人が、分かっている人の部分に追いつくための手段がなかったというのが大きいかと思います。

その分かっている人と分かっていない人が分かれた結果、2年生の後期の民事訴訟実務の基礎の授業で何が起こったかというと、もう覚えるしかない、暗記するしかない、ということです。それで、結局『民事判決起案の手引』の最後にいろいろある事実記載例をとりあえず覚える、それを吐き出して単位を取る这样一个姿勢になっていたのではないかと思います。

それから、1年生において民法の授業とどう絡めればいいかということなのですけれども、今まで民法の習い方というのは、ある論点についてこういう学説とこういう学説があってというのを習っていき、どうしても条文をあまり参照しないで、その論点がどう展開していくかというのを覚える这样一个姿勢になっていたいきました。ですので、もう少し、授業の時点で

条文がいかに大切かということを、民法の先生で要件事実をわかっていない人が多いという状況の中であっても、なるべく民法の条文が大切だということをアピールしていくような姿勢で授業をしていって欲しいなというふうに思いました。

伊藤滋夫（創価）；どうもありがとうございました。これで大体皆さん方のご協力のおかげで、所定の時間に順調に進んでいるのですが、今まで皆さんの中で出た問題点で、大きな論点としてどういうことがあるかということを気がついたまま申し上げてみたいと思います。

それは大体アンケートに出ていることで、皆様方に検討事項ということで、お渡ししたものとほとんど変わりはないのですけれども、なお今日の口頭のお話を聞きして、若干私が今この場で感じたことがあります。

まず第一に要件事実教育の重要性ということについて、大体において異論はないわけですけれども、やはり例えは要件事実を過度に重視するというようなこと、そういうような言い方についてはちょっと問題があると。これは、慶應義塾の河本さんがおっしゃったと思います。それから青山学院の大峠さんが言われたのは、要件事実に対するスタンスというのはいろいろ学生にもあって、抵抗感を持っている人もあると、そういう話もありました。ですからその要件事実教育の重要性ということについてはほとんど異論はないのでしょうかけれども、どういうような要件事実教育というものを念頭に置くかによって、やっぱりいろいろとそれに対する違和感、あるいは積極的にそれをやろうという、そのような感じが違ってくると思います。法曹の共通言語として必要ということはその通りなのだけれども、最初の出発点として、どういうふうにそれに対応するかというのもやっぱり基本的に全部がすっきりしているわけではないのかなと、そんな感じがしました。

それとかなり大きく関連することなのですけれども、皆様方のお話を聞いていると、基本的には要件事実のマニュアル化というのはよくないとい

う意識は、皆さんにはおありになると感じました。それは事前アンケートにも出ているし、それからいろいろ自校の実情をお話になり、感想をお話になった中にも出ているということであろうかと思いますけれども、そうすると、要件事実のマニュアル化あるいは暗記物というものにしないようになるのにはどうしたらいいか、というのがその次の問題になってくるという気もします。また反面、しかし要件事実のマニュアル化はよくないけれども、場合によっては、ある程度要件事実というのは、暗記する面もあるのではないかと。これは、中央大学の竹中さんが少しおっしゃった。強調されたわけではないのですけれども。それからつい先ほども早稲田の齊藤さんがいわれたように、やはりそういう傾向になることがあるわけです。その当たりは、一方マニュアル化はよくない、しかし現実にはある程度覚えなければいけない面もあるという辺りのところと、「なぜ」ということを考えて要件事実の適用に立ち返って、その新しい事態に対応する要件事実というものを構築するか、という辺りのことが皆様方でどういうふうにせめぎ合っているか、それも各校でどういうふうに工夫されているか、という辺りの所をまた後で述べていただきたいなと思います。

それから、民法の授業との関係です。これは非常に大きな問題で、1年次の民法の授業とその後の要件事実の授業との関係を特に考えなければなりません。学校によっては2年次以降の要件事実と他の民法の授業との関係というようなことも、私としては少し意外だったのですけれども、かなり大きな問題のようですね。

それから民事訴訟法との関係がほとんど出なかったように思うのですけれども、アンケートの中では、民事訴訟法との関係でも非常に要件事実というのは有用であると。例えば、慶應義塾の高さんが、訴訟法理解において有益でした、ということもおっしゃっておられる。その辺のこともあるいは若干お話になって頂く必要があるのかと思います。

それから在学生の方が多いので、まだご経験は少ないのかと思いますけれども、新司法試験との関係です。少し先ほども出ましたけれども、要件

事実教育というのは、どういうふうに考えられるのか、というようなことでしょうか。

項目的に申しますと、まず「要件事実教育の重要性」、次に「要件事実教育の目標とそれを達成する手段」、今度は各科目との関係になっていって、「民法・民事訴訟法と要件事実教育との関係」、先ほど一橋の方にもお尋ねしましたけれども、民法学と要件事実論というものは、どういうふうに関係があるのがないのか。あるいは1年次の民法の授業との関係、2年次以降の各科目との関係、民事訴訟法学と要件事実との関係、それから「新司法試験と要件事実」。以上のようなことがほぼアンケートにも出ておりましたし、また今日もいろいろな形で皆さんのお口頭のご発表の中にも出ていた、というふうに思います。少し時間をとりまして恐縮ですけれども、また休憩中にお考えを頂きまして意見交換を始めたいというふうに思います。どうもありがとうございました。しばらく休憩にします。

〈休憩〉

伊藤滋夫（創価）：それでは所定の時刻になりましたので、これから後は、皆さんがあなたが自由に意見を言っていただくということにしましょう。最初に要件事実教育の重要性ということについて、基本的には異論はないのでしょうかけれども、何か個人的に意見があるとか、あるいはこういうことを考えたらよいのではないか、要件事実教育に対する姿勢というようなことについて何かありましたら、最初にその部分だけでも言っていただけたらと思います。僕が先ほど名前を挙げた方に最初に口火を切っていただきたいと思いますが。

河本岳大（慶應）：先ほど私の方から要件事実論の重要性というのには疑いがないと思うのですけれども、やはりかなり充実するのはどうかという問題を提起させていただきました。それはなぜかというと、私は、既修者コー

スに入ったので、2年前期からということになったのですけれども、慶應では、要件事実論という授業と、民法総合という授業が、2年の前期にあります。要件事実論の学習の進行過程で民法総合においても、実務家の教員の方から要件事実がパワーポイントで提示されるというような授業がなされるのですけれども、それに対してどのように受け止めたらいいのかということで、学生の側にだいぶ戸惑いがあったと思います。特に法科大学院に入った後に、今までの、特に答案作成などの部分について、今までの論点重視的な答案ではなくて、新たに要件事実を盛り込んだ答案を作成しなければいけないのではないかという問題意識が学生のほうにもありましたので、答案をどういうふうに構成していくのかという点について問題があって、やはり要件事実を覚えなければある程度答案を書けない、というふうに認識した学生も多く、それをマニュアル的に暗記しなければと思ったということだと思います。

伊藤滋夫（創価）；どういう科目での答案ですか。

河本岳大（慶應）；民法です。民法総合という授業があるのですけれども、それについて、民法総合は、学者と実務家の共同で交代で授業をやられているのですけれども、実務家の方が授業をやるときは、パワーポイントで当該事案に対する要件事実の摘示がなされるのです。その要件事実を答案に披露しなければいけないのかという学生の方も戸惑いがあったという部分もあると思います。

伊藤滋夫（創価）；課題の出し方というのは、どういうふうになるのですか。例えば、本件事案についての訴訟物、および請求原因を示せ、という課題では当然書かなければいけないですよね。では今おっしゃる課題はどういう形で、問題はどういう形で出るのですか。それに対する答案なのですか。

河本岳大（慶應）；本学では、課題の出し方というのは、法律関係を論じよとか、当該事案についてどう考えるかというおおざっぱな型しかなくて、あとは各クラスの先生によって内容が任せられているのが実情です。

伊藤滋夫（創価）；そうすると、当該事案の法律関係について説明せよということだと、担当教員によって要件事実的なことを要求する方と、そうでない方とあるのですか。

河本岳大（慶應）；そうですね。実務家の方でも実体法を重視される方は、つっこんで実体法の学説なども紹介されて、それについて議論をされる方もいらっしゃいますし、私が習った先生は、やはり実務家の中でも要件事実を特に重視されていましたので、パワーポイントで要件事実を摘示されてその中でどういう事実を証拠として使うのかとか、例えば反証で使うのかという点について激論をしたという記憶があります。

伊藤滋夫（創価）；ありがとうございます。何か関連して他の方ありますか。

高秀成（慶應）；要件事実教育の重要性とそれに対して過度の重要視に対する問題点についてなのですが、要件事実の必要性が呼ばれるようになった根底には、やはり実務と実体法理論との架橋の必要性というような問題意識があったと思うのですけれども、民法で要件事実を扱っていく中で問題に感じられるのは、実体法理解が理論であり、そして要件事実が実務であるという区別が、やや一面的ではないかということです。というのもさつき山崎先生や植草先生は、裁判規範と行為規範という言い方をなさいましたけれども、まさに要件事実といえば、一つの請求原因からどんどん線的に動いていって最終的に証明責任にしたがって事案が解決されるという、事後的な紛争解決の面から実務的な問題意識というものがクローズアップされるわけなんですけれども、実際、弁護士達が実務においてするという

のは訴訟ばかりではなくて、事前予防的な法律問題とかそういうようなものも扱うわけで、そこではまさに行為規範というのが問題となると思います。例えば銀行でどういうふうにすれば、あらかじめ問題が予防されて、責任を問われないかとか、どういうような金融商品を生み出しうるか、それは世の中の需要に応えるか、そこに法的問題点はないか、というように。そういった場合、むしろ要件事実的に訴訟でどういうふうに主張するかという問題よりも、実体法はどういうふうな体系的な構成がなされているかとか、制度間の視線の往復が必要であったりします。そういう場面においては、やはり要件事実的分析は、一定程度後退せざるを得ないのでないでしょうか。そうすると、やはり民法というものの中でも、全てを要件事実で席巻してしまって、請求原因、抗弁、再抗弁という再構成の仕方だけで全部終始してしまうとなると、やはりそういうような将来に向けての法律問題という分野に関して広い視野で捉えれなくなるのではないかという懸念があるわけです。そういう意味で言えば過度の重要視という問題点がそこにあると思います。

あと、どちらかといえば実体法科目を中心として要件事実による変革というのが起きているわけなのですけれども、むしろ手続法科目でも要件事実をよりクローズアップして扱うこととも必要なのではないでしょうか。だからといって、全てを融合して扱うことにはかなりの困難を伴うでしょう。民事法科目全体の融合を目指して、結局一つの特殊な学問領域を生み出してしまうだけになるという危惧を感じられます。そのような意味では要件事実による理論と実務の架橋において、慎重な橋の架け方というが必要であると思います。

伊藤滋夫（創価）；ありがとうございます。今指摘なさったのは、別の言い方をすれば抵抗感というようなことになるのですか。

高秀成（慶應）；抵抗感ではありません。しかし、問題意識は持っています。

伊藤滋夫（創価）；他の方何か関連してありますか。

小田勇一（一橋）；今の方からお話をあったことをもう少し自分なりに考えてみると、要件事実というのは、ある種の分析ツールであって、法律問題を分析するに当たって、要件事実というキーワードを使いそれを分析すると、横軸に請求原因、抗弁、再抗弁が並び、縦軸に各要件事実のブロックが記載され、問題をきれいに分析することができ、すごく有益な方法です。しかし、これはべつに要件事実という名を借りているだけであって、ある問題を考察するに当たっては、分析と統合という手法を用いて考えられるのと同様に、法律学においても、要件事実という名の下にそれがなされているだけだと思います。したがって、法律問題を考える上で、要件事実は一つの手段にすぎないんだということを認識すべきではないかと思います。法律家には既存の問題だけではなくて、新たな問題に対応する力が求められますが、その際従来の判例をどううまく使ったら、目の前の新しい問題に対応できるのかということを考える力というのももちろん必要になりますし、そういう意味では、要件事実を特別な議論として扱う必要はないと思います。

他方、先ほど述べた方の最後の意見につきましては、要件事実論を一つの社会科学の分野と見るか否かは、結局は包丁を芸術として扱うのか、それとも包丁を何かものを切る道具として理解するのか、どっちのアプローチをとるのかということに私は似ていると思います。どちらの考えに与するかは一つのスタンスだと思いまして、私に教授してくださった先生方も、二人の先生方双方が違うアプローチをとっていました。最初の先生は、どちらかというと、要件事実を芸術として考え、学問的・理論的な整合性みたいなものに关心があったと思います。それについて私自身はいろいろ感想を持ったのですが、どちらかというと私は、技術的なものとして、道具として考えればいいのではないかなどというふうに思いました。

伊藤滋夫（創価）；ありがとうございます。今おっしゃったことで、要件事実を特別なものと扱う必要はないとおっしゃいましたね。それを少し説明してください。どういう意味ですか。

小田勇一（一橋）；訴訟という場において、当事者の言い分なり事件記録なりを分析して、当事者の権利を実現する上で、どういう事実が必要なのかというものをみるための一つの技術であって、訴訟における問題は別にそれに特化されるわけではなくて、新たな法律解釈問題について考える時に要件事実が必ず有用な道具として活躍するとは限らないと思われます。その意味で道具の一つにすぎないのではないかということです。

伊藤滋夫（創価）；道具の一つにすぎないというのを特別扱いする必要はないとおっしゃった。他にどなたかご意見はないですか。

重名卓史（中央）；私もどちらかと申しますと、最初要件事実を学んだときにちょっと面食らった方で、民法の方は好きだったのですけれども、要件事実を学んだ後で、民法を考えていくと非常にわかりやすくなった面もあるのですけれども、一方で実体法としての民法で今まで積み重ねられてきた議論が、もう置いておいていいよという形にされた様な印象を受けました。具体的にいいますと、94条2項の第三者に無過失が必要かといったものですが、まだ要件事実でも争いになる点として提示されているのですけれども、例えば賃貸借契約の解除に541条ではなくて、628条を類推適用したらいいのではないかとか、そういういわゆる反対説がある議論がなおざりにされているような感がありまして、もちろんそういう説を探るかどうかは別として、そういう問題意識を持って議論されてきたところが、要件事実的にはこうだからという感じで簡単に処理されて、学生の方が結果的に、いわゆる通説判例に疑問をまったく感じなくなるようになるんだとしたら少しマイナス面もあるのかなと思いました。そういう意味で、やはり

民法の実体法の理解をきちんとした上で学んだ方がいいのかなと思いました。

植草宏一（筑波）；慶応の方が、あるいは他の一橋の方もおっしゃっていましたけれども、要するに裁判の中で機能するのが要件事実だというようなとらえ方をされているようですが、私は弁護士を30年やっているのですが、実はその弁護士の業務の中で、いわゆる予防法的な業務であるとか、あるいはある問題が提示されてそれについてリーガルチェックするものであるとか、そのときは必ず要件事実のことを意識しないとできないのです。まず自分の方に将来主張立証責任を負うような事項については、きちんとそれについて把握をした上で、エビデンスをそろえる。あるいは契約書を作成するときには、そういうところは自分に有利なようにするとか、これはります。

いまなぜこの話をしたかというと、実務家にとって要件事実は特にDNAみたいなものですね。それはおそらくまだ皆さんが実務に行っていないからお分かりにならないのだと思うのですが、もちろん裁判で一番機能されることですし、裁判官は、もちろんそれをきっちり主張を分類して判断していくわけですけれども、弁護士でもやっている、一般予防的なことでもやっているということだけは、理解していただきたいと思います。

高秀成（慶応義塾）；おっしゃるとおりでありますて、そのような視点をどのように扱っていくかというようなこともやはり問題で、率直な感想として、現時点では必ずしもそういう視点も織り込んだうえで要件事実が教育されているわけではないと思います。事例分析とか、すでにある紛争をどういうふうに解析するかという点に重点が置かれていて、例えば将来予防法的に要件事実を授業で扱うかという点については、少なくとも学生側の問題意識は醸成されていないのではないのでしょうか。

伊藤滋夫（創価）；ありがとうございます。山崎先生何かおありでしょうか。

山崎俊彦（青山）；今植草先生がおっしゃられたのと、似たような印象なのですけれども、やはり問題は、実務家の先生であるにせよ、民訴ないしは民法の研究者属性のものが扱うにせよ、要件事実論というものはこういうものだというスタンスが明確には示されない、ないしは、もし示していたとしても、答案との結びつきがどうかとか、問題との関係がどうかというふうな受け止め方がそうさせているのではないかと思います。両方原因があって、そのようになってしまっているということもあるのでしょうか。

私は、今のことについて加えることがあるとすれば、例えばADRなども非常に多くあるので、要件事実論、つまり裁判規範として法が機能する場面だけしか扱わないということとの関係でいえば、例えば裁判外でいろいろ話し合いを場合に、「そんなこと証拠はあるのか」というときに、そもそも証拠を示さなければならぬのはどちらかという問題にかかわってきます。要件事実的な理解というものが前提にならないか、というような問題意識が必要です。それから予防ということも今植草先生がおっしゃいましたけれども、例えば事業活動、営業活動をしていく中で、種々の執務にあたって、まったく主張立証責任を意識しない場合とは、行動決定が違うのではないかと思うのですね。だから主張立証という要件事実の中身を一つだけ取り上げたとしても、およそ裁判に関わらない場面でも、このことを学ぶことに何か意味がありそうだということは、私などは実感しています。またそのことは担当教員が、示したらいいという気がしますね。仮に民事実務基礎で裁判のことをやるという教員であってもそうです。そういう含みがあることを示されたらどうかという印象を持ちます。

小田勇一（一橋）；いま山崎教授が「要件事実的な理解」というふうにおっしゃったことと関連しますが、私は、「要件事実」と「要件事実的な理解」というのは別物だと思っていまして、「要件事実」というのは、我々が今勉

強してきた要件事実教育それ自体であり、それから「要件事実的な理解」というのは、先ほど私が述べた分析のツールとしての要件事実、例えば、契約書を作成するにあたっても何がここで重要な要件になって、これを満たすとどういう効果が発生するのかというのを考察することです。それはまさしく要件事実論というよりも要件事実を契約書で運用するという形の使用方法だと思うので、その意味では、要件事実論というものを裁判の場面に特化するのではなくて、この理解の仕方をもっと運用すべきではないかというふうには思います。

山崎俊彦（青山学院）；皆様方が事前アンケートに答えられている時もそうですが、要件事実という言葉や、要件事実的なものの考え方とか、要件事実論とかいう言葉が、様々に使われていることがありますね。私もいま「要件事実的な理解」と言ったときには、どちらかというと今おっしゃられたように要件事実が満たされたときにこういう効果が発生するといった、主としてその要件事実を考えるときにどちらが主張立証するかということとの結びつきのことです。そのことを考えることは基本線だとして、それを踏まえていろいろ法的な問題を考えていく、そういうことを申し上げたわけです。

伊藤滋夫（創価）；それではこの問題はこの程度にしたいと思いますが、簡単に私の感想を申しますと、まず基本的に要件事実論について持っているイメージが皆それぞれ非常に違うということですね。要件事実論というのも広い意味で使われたり狭い意味で使われたり、いろいろするわけですね。

私自身の要件事実論というのは、裁判の場の訴訟の主張立証ということに限っているのではなくて、和解においてもある、それからADRにおいてもある。それは、要件事実という一番簡単な言葉の意味は、もちろんそれがいろいろ慣用的にある限定された意味を持ってはいるのだけれども、要件に該当する事実という意味なのです。それが訴訟の場の判決規範にお

ける要件と効果ということで、普通に要件事実が使われているということになるわけです。

そしてそれが跳ね返って、植草先生、あるいは山崎先生もおっしゃったように、契約をするときに将来の裁判における紛争というものを考えると、要件事実というものがどうであるかということを考えて契約書の作成をする。それは要件事実論としての範囲の中に入っていることだと私は考えています。ただそれは裁判で直接今問題になっている要件事実かというと、そうではない。しかし、裁判の中でどういうことが要件事実になるかということを念頭においてやっているということなのです。

それから和解における要件事実というのは、判決規範における要件事実とはまた違って、和解規範の要件というものを考える。和解規範の要件に対して、和解規範に基づく効果があるということを考えるわけです。だから要件事実の言葉の使い方でいろいろあるのだと思います。

意見交換をする時に、その言葉をそれぞれどんな意味でお互いに使っているかということを認識することが一つ必要だろうと思います。それがいろいろな意見が出たということだと思います。

それからもう一つは、私は、要件事実論を大事だといっている一人だと皆さんも思っているでしょうし、私もそう思っていますけれども、私は今まで自分の書いたものどの本を指摘していただいても結構ですけれども、要件事実論が全てだと言ったことは一度もないのです。常に要件事実論の光と陰ということを言っています。私の『要件事実の基礎』という古い本においてもそうですし、さらにそのもっと前の昭和60年代に書いた「要件事実と実体法」という私の最初の論文でも、要件事実の限界というのを常に言っているわけです。民事訴訟における要件事実論の守備範囲、限界というものを、裁判規範として考えるときにも考えなければならないと思います。

また、民法学との関係で要件事実論というのは、果たしてどれくらいのことができるかということについても、そう大きな顔はできないというふ

うに思っております。それは今後民法学と要件事実論との関係がどういうふうに発展していくかという問題があって、それがまさに皆さんご承知の昨年の10月10日の私法学会のテーマでもあったのです。皆さんがそれを少し何か興味があって見てみようと思われたら、自分が関係したことの宣伝のようで申し訳ないですけれども、商事法務から出版された『要件事実の現在を考える』という本の中で私が「要件事実論と民法学」という論文を書いています。その論文の中で、全くの私見ですが、民法学と要件事実論というのはどういう関係になるのか、それからそれぞれがどのように寄与できるのか、ということを書いていますので、参考までに見て考えていただきたいと思います。

簡単にまとめれば、ここでの議論というのは結局皆さんがそれぞれ持っている要件事実、要件事実論というものに対するイメージの違いというのがあって、それぞれ若干違った議論がなされている。だからそういうようなイメージの違いを踏まえて考えるということからやっていくことが必要であると考えます。また、要件事実論だけが大事であるとか、要件事実論が全てであるとか、あるいは裁判規範としての民法が、行為規範としての民法に優越するとか、そういうことを言っている要件事実論者はいるかもしれないけれども、私は一回も言ったことはないということを認識して議論を頂いたらどうかなと思っております。誰の意見に対して反論したということでもなくて私の考えを申し上げましたわけであります。

要件事実論というものは、いろいろな意味で限界もあるし、それだけで全てができるものではないけれども、やはり法曹実務においては、非常に重要なものであるということについては、その限りにおいては皆さんの意見は一致していると思うんですね。そうすると、先ほど言いました二番目の要件事実教育の目標とそれを達成するための手段というものをどういうふうに考えるかということになります。法曹の共通言語ということになると、ある程度暗記ということも、全く不要ともいえない。しかしながら暗記というのは、いわゆる丸暗記ではなくて、理解をする中で、自ずから記

憶に残るということが望ましいのだろうと思うのです。恐らく暗記が必要だとおっしゃった方も、ただ理屈なく丸暗記するのが良いとおっしゃったわけではなくて、やはり理解を十分にしてそしてそれが記憶に残る、その結果自分の知識として残っていく、そういう趣旨をおっしゃったと思います。そういうことと関係なく丸暗記の方がいいという議論の方はないと思うのですけれども、そういう意見はありますか。その点はよろしいですか。

そうすると、その次の問題として、ずいぶんいろいろな方がいろいろなことをおっしゃったのですけれども、得てして要件事実教育というのは、丸暗記科目になりがちなのです。それを皆さんがあそうでない方がいいという認識が基本的には強いように思われる所以、その点について、こうしたらしいい、あるいはうちはこうしている、など何かありましたら紹介していただきたい。

齊藤怜香（早稲田）；まず、例えば売買であれば、どういうブロックになるとか、そういう結論になるというのは、みんなの共通言語として、落としどころとしてはある程度同じ所にたどり着かなければいけないというのが結論としてあると思うのです。けれども、そこに至るまで、どうしてそうなるのか、何故そういう要件の立て方になるのかということを理解するのが、実務と理論の架橋という法科大学院の目指すところであったと思うのです。ではそれを作成者が理解するにはどうしたらいいか。まず授業で先生の話を聞くということと、自分で本を読んで自学自習をするという二つのパターンがあると思います。けれども、我が校のカリキュラムのコマ数等を考えますと、先生のお話を伺って理解するというのは、非常にコマ数が少ないという状況です。先生は非常に高度なお話を含めて話して下さるのでけれども、それを咀嚼して理解するというのは、その時間内では、なかなかにお腹一杯というか、溢れてしまうというのがかなりあると思います。

伊藤滋夫（創価）；先ほどコマ数をおっしゃっていただいたのですけれども、いまもう一度おっしゃっていただくとどれだけの時間ですか。

齊藤怜香（早稲田）；90分かける15コマというのが、要件事実の教育に主に割かれている時間です。その時間内で要件事実の考え方を、他の科目に対してや、授業では扱わなかった民法の分野にまで応用を利かせて理解するというには、やはり先生の話を聞くだけでは絶対的に足りないと思うのです。そうすると我々に許された方法としては、先生の所にお話を聞くという方法もあります。しかしお話をうかがいにいく前提として持つていて先生にぶつけるべきであろう疑問点を抱くためには、自分たちで本を読んで、ある程度理論の対立状況を把握して先生の所に行くという形がベストだと思うのです。しかし、それをやるには、先ほども申し上げましたけれども、何を読んで勉強すればいいのかという点に問題があると思います。『問題研究 要件事実』や『紛争類型別』を例に出しますと、『問題研究要件事実』は非常に分かりやすい、けれども、分かりやす過ぎて、私の場合ではある程度納得してしまうのです。そこから先に進めない。では『紛争類型別』はどうかというと、非常にいろいろなことが書いてあって、判例も数多く引用してあり、難しい事もいくつも書いてあって、疑問を持つ余地があるはずなのですけれども、余りにも容量の多いことがあの薄い一冊の中にあるせいで、追っていくだけで精一杯です。行間にどういう理論の対立があって、どうしてこういう結論になったのかということを読み解くのが非常に困難な状況で、結局理解できることというのは、最終的に丸暗記をするしかないというのが私の感覚です。したがって、マニュアル化は良くなくて、暗記に走らない方がいい。けれどもある程度暗記が必要だという点については、例えば結論の落としどころは暗記する。そして、こういう結論になるだろうというのはある程度暗記等するとしても、そこに至る理論やどういう理屈でそういうふうになったのかということをきちんと学習していくためには、コマ数の拡大や教材の確保が必要になるので

はないかと思っています。

伊藤滋夫（創価）；今おっしゃったのは、いわば実験室の議論として言った場合に、丸暗記がいいとおっしゃっているわけではないように聞こえるのですね。しかし、現状からいってそうならざるを得ない面があるということですか。

齊藤怜香（早稲田）；私の性格上、どうしてこうなるのかという理屈をある程度把握しないと頭に入らないというのがあります。そして、分からぬもの・理解しきれなかつたものを答案で書けといわれたときどうするかというと、ここに書いてあるものを覚えて吐き出すしかないというのが、自分の現状になります。

鈴木義弘（創価）；今の要件事実がマニュアル化すると暗記科目になるという点について、少々コメントさせて頂きたいと思います。昨今、要件事実に関する本が多く出版されております。特に定評のあるものなどを読んで私が不満に思うのは、要件事実総論が書いていないことです。この著者は、要件事実論というはどういう場合に必要になるとを考えているのか、要件事実論は何を対象としているのか、要件事実とそれ以外の事実をどのような基準で選り分けるのか、立証責任を分配するときには何を基準とするのか、その点が書かれていないのでいきなり各論から書かれている。だから著者がなぜこの事実を要件事実としたのかがよく分からないというのが僕の感想です。そうなると要件事実を記憶する以外にない。幸い何冊かの本には総論部分が書いてありました。僕は、要件事実総論を勉強して初めて、要件事実の理解ができたように思います。そして、要件事実論を理解できればマニュアル化した要件事実を暗記せずに済むことになると思います。今回の新司法試験について、僕はまだ受験していないのでコメントする立場にないと思うのですけれども、第一問の要件事実の問題は、一見、特例

法の非常に難しい問題であると思いました。しかし、僕は自分が立っている総論的な立場があるので、それに基づいて落ち着いて答案を書けました。もちろん、それが正解しているかどうかわからないですけれども。マニュアル化した記憶する要件事実から脱却して、要件事実論を理解するためには、要件事実総論が必要不可欠なのではないでしょうか。したがって教材にも要件事実総論を書いていただきたいし、また授業においても要件事実総論を教えることが望ましいと思います。

伊藤滋夫（創価）；今鈴木さんが言われた、自分はある総論的な立場を持っているというとおっしゃったそのある立場というのは、どういうことでしょか。

鈴木義弘（創価）；それが伊藤先生の裁判規範としての民法ということです（笑）。

伊藤滋夫（創価）；それは恐縮。今の私の質問を撤回します（笑）。ありがとうございました。何か冗談になってしましましたけれども、どうぞ他の方。

廣瀬仁貴（早稲田）；私もマニュアル的に覚えるというのはすごく反対なのですけれども、私はその原因として、先程もありましたように、実は要件事実に対するイメージの違いというものが非常に大きいのではないかと思っております。私の場合は、要件事実を学ぶ前と、実際に学んだ後とで、要件事実に対するイメージが大きく変わったのですが、最初はやはり「要件事実」という何か確固たる決まったものがあって、それを覚えていかなければいけないのかなというイメージを強く持っていました。その経験から申しますと、要件事実論を学んではみたものの、結局、そういうイメージをずっと引きずったままでいる学生が少なからずいるのではないかと思つ

ています。やはり『問題研究 要件事実』ですとか『紛争類型別』等の本を読みますと、「判例・実務というのはこういうふうになっている」、ということがまず書いてあって、「いろいろな考え方がある」というようには書いていないことがありますので、その辺りの理解の仕方といいますか、そこから行間をどれだけ読めるか、という点に相違があるのかなと思っています。

ただ、私の場合は、実際に授業で要件事実を学んでみて、「要件事実はとても自由なんだな」という印象を受けました。「民法の解釈において、この論点でこういう見解をとれば請求原因はこういうふうになってくるし、他方、この学説を採つたらこういうふうになってくるというように、いろいろな考え方があるんだよ」ということを聞いたときに、民法実体法の理解がそのまま要件事実に反映されているということが分かり、「要件事実」という何か得体の知れない特殊なものがあるわけではない、すなわち、「まず要件事実論ありき」ということではないのだなと思ったのです。それ以降は、課題の検討に際して手持ちのテキストに書かれていない問題が出てきたときに（書かれていなことが多いのですが）、まず民法上の議論としてどうなっているのかということを考えた上で、ではその民法の理解から、要件についてどのように請求原因、抗弁、再抗弁…と振り分けていけばいいのか、という発想で予習をやるようになったのですが、そのようなイメージを持っていない学生は、おそらく、「この問題について書かれているマニュアルを探す」という予習の仕方を探らざるを得ず、その結果、「この要件事実が書いてある本はないか」という観点で図書館を探し回って、「書いてあった」、「書いてなかった」、「誰か持っていないか」、というような勉強に陥り、結局それを覚えるという発想になってしまふのではないかと思っています。

伊藤滋夫（創価）：廣瀬さんが今言われた、最初自分がある考え方を持っていて、途中から何か変わったようにいわれましたね。それはどういうきっかけでなったのですか。

廣瀬仁貴（早稲田）；それはやはり先生の授業の教え方に依拠しています。頭ごなしに「これを覚えろ」という方針ではなくて、先生の出題された言い分方式の問題を検討する中で学生同士がとにかく議論をぶつけていくという方法で授業が行われていました。具体的には、「君はどういうふうに請求原因を考えたのか」と質問されて、まず各人の予習内容を発表させられまして、「なぜそのように考えたのか」を説明していき、それに対して、「私はこう思う」、「いや、それは違うんじゃないかな」、「この説を採った場合はどうなるのか」といった議論が飛び交う、という流れで授業が展開していました。当初は、『問題研究 要件事実』や『紛争類型別』に書いてあることが「正解」として求められているものと思っていたのですが、先生は授業を通して「要件事実論は特別の学問ではなく、基本的には民法の解釈問題であって、一般の民法理論と変わることろはない」という趣旨のことをおっしゃっており、「要件事実は覚えるものではなく、民法と自分の頭を使って考えるもので、そこに要件事実論の面白さがある」と強調されていました。それが私には目から鱗だったといいますか、非常に衝撃的でした。そこで初めて、『問題研究 要件事実』や『紛争類型別』に書いてある説と違っても全然構わない、重要なのは自分の頭で考えることだ、ということが分かり、「あ、いいんだ！」というふうに思いました。そのような意識を持つてからは、ようやく「探す・覚える」といった勉強方法から開放されて、「自分で考える」という勉強ができるようになりました。

「教育手法としての要件事実論」という観点から見たとき、大切なのは考え方であって、必ずしも正解があるわけではない、ということを教えてくれたことが私にとって大きな転機となりました。

伊藤滋夫（創価）；その先生の授業では、『問題研究 要件事実』や『紛争類型別』は使ったのですか、使わないのですか。

廣瀬仁貴（早稲田）；設問の解説に必要な限りでそれらの中身に言及される

ことも多少はありましたが、授業の内容として直接には使われていません。先程申し上げたように、夏休みの課題として事前にしっかり読んでおくよう指示されておりましたので、一応その2冊の理解はあるという前提で授業は進められていました。

伊藤滋夫（創価）；『問題研究 要件事実』や『紛争類型別』の中身にも触れられて、それに別に限ることはないよというような対応でなさっていただいたいということですか。

廣瀬仁貴（早稲田）；そうですね。授業でそれらの中身に触れることがあったといつても、大体は該当頁を掲示するという程度でして、そこに書かれていた内容を授業中に講義するということではありません。一通り研修所理論を知って、それを踏まえた上で、「あなたはどう考えますか？」というようなスタンスの授業でした。

伊藤滋夫（創価）；『問題研究 要件事実』や『紛争類型別』についても疑問点がないわけではないと私は思うのですが、そういう点は授業ではどうですか。前提としてというとちょっと違う気がするのですが。

廣瀬仁貴（早稲田）；疑問点があるというのは当然だと思います。語弊があったかもしれません、前提と申しましたのは、そこに書かれていることを「所与のもの」として考えるという趣旨ではありません。授業は、「基本的な訴訟類型において、要件事実はこのような形で請求原因・抗弁・再抗弁となると一般的に理解されている」という知識・理解を踏まえて進められています。そのような「学生側における共通認識を持った上で」、という趣旨で「前提」という言葉を使いました。

伊藤滋夫（創価）；わかりました。それではどうぞ他の方。

本道和子（國學院）；要件事実について暗記をしないで勉強するという方向にするにはどうしたらいいかという問題提起についての意見を述べます。私は先ほど、なるべく要件事実の基礎を学んで、それから民法と民事訴訟法の勉強をした方がいいのではないかと発言しました。そもそも私のイメージしている要件事実というのは、民法の条文をどのように読むかという問題であって、実体法としての民法と、民事訴訟法の弁論主義の考え方でどちらがどういうふうに主張立証責任を負うのかという問題とを組み合わせた結果が要件事実なのではないかと思うのです。したがって、覚えるというよりはそれをどうやって授業中やその他諸々の場所で、組み合せながら考える癖をつけられるかということが重要だと考えます。そういう訓練をさせていただけるとすごくいいなと思っています。

伊藤滋夫（創価）；その点、本道さんは、自分の実践あるいは自分が受けている授業との関係では、どういうような感想を持っていますか。

本道和子（國學院）；私たちの大学では、とにかく2年生の前期にこの『問題研究 要件事実』の問題をみんなで15時間の間に全問を解くという形でやっていました。

伊藤滋夫（創価）；解くとは、どういうことですか、解答がみんな書いてあるのですけれども。

本道和子（國學院）；解答が書いてあるのですけれども、一応全部自分たちで分析をして、この解答自体の理論を追ってみるという授業をして、その中で、いかなる点に議論があるかとか、ここには書いていないけれども他の先生が出されている重要な見解などを、勉強していきました。その中で、これは民事訴訟法でいうと法律上の推定にあたるね、などと検討しました。一つ一つ振り返りながら行っていたので、とても有効であったのではな

いかなど、私自身は思っているのです。

伊藤滋夫（創価）；それは私の言葉で言い直すと、その『問題研究 要件事実』の批判的検討とでもいうべきことをしたということですか。

本道和子（國學院）；はいそうです。そういう形で、別にテキストは『問題研究 要件事実』ではなくてもいいと思うのですけれども。

伊藤滋夫（創価）；『紛争類型別』はやったのですか。

本道和子（國學院）；この2冊の本は対応しているので、同じことが『紛争類型別』ではどういうふうに書かれているのか、そこには対立する学説が載っていたり、また載っていない部分については、先生の方から資料を配つていただきて、それを読んで授業に参加したりという感じでした。例えば時効の援用を誰がするかの問題については、民法の実体的な議論から要件事実が導かれているし、それから取得時効の主張の中身については、まさに186条とかその他諸々の条文から、主張立証責任が導かれている、というような感じで、ちょっと丁寧に勉強したのです。それが新しい条文に自分がぶつかったときに自分で考えるきっかけにはなるのではないか、と考えています。

高秀成（慶應）；マニュアル化の問題点に関連して申し上げます。マニュアル化というのを考えるときに想定されるのが、あらかじめ要件事実が整理された本を暗記するといったことなのですから、やはりそういう本が出た時点と、現在の判例法の到達点というのは、当然タイムラグがあって、従来の要件事実の整理に変更をもたらすような新判例を実際の教育の場で実際どういうふうにアップ・トゥ・デイトすべきか、あるいは学生自身が判例に接していくかに理解するように促すかということがなおざりになるの

ではないかということが考えられます。

例えば、伊藤先生が編集なされた、『ケースブック要件事実・事実認定』では、例えば平成17年3月10日判決の抵当権に基づく妨害排除請求に関する事案の大変わかりやすい解説がなされています。よくマニュアル化がダメだから条文から考えるということを言われますけれども、問題はそこに尽きるものでもないように感じられます。この判決で述べられた占有権原ある占有者に対する抵当権に基づく妨害排除請求権などは、主観的要件と客観的要件が必要だとか、条文からそのまま要件事実を導き出せません。条文から一定の請求を要件事実上の整理のもと主張できるようになる力を身に付けることは当然のこととして、さらに進んで画期的な新判例を自分の力で理解し要件事実上整理することができるようになる、願わくば将来、そのような創造的判例法形成に参画しうる実務家になることが志向されるべきではないでしょうか。社会の中でどんどん動いていく法というものが要件事実上どういうふうに扱うべきかということと、それがマニュアルでは対応しきれないということから、マニュアルの問題点というものが検討されるべきであると思っております。

渡部晶子（白鷗）；私たちの学校では、要件事実について、暗記科目だということを言っている学生は少なくて、それはどうしてかなということを考えてみました。

2年次に要件事実の授業を主にやってくださった、小倉先生は、夏休み等の補講期間を利用して、皆さんがあつてやっているような、『紛争類型別』などの本で基本的な事項につき、講義形式で教えてくださいました。その後の授業は、最高裁判例の一審から上告審までの事実認定や当事者の主張などにつき、学生が各自読んだ上で、請求原因、それに対する抗弁、再抗弁等を考える、そういう課題を毎回出されていました。そして、授業の始めに、判例を読んで考えてきた請求原因、抗弁等を発表して、それに対してこれで本当にいいのだろうかということを先生と一緒に議論するというような

時間が、民事訴訟法と民法の時間に設けられていました。2学年のときには1年を通して授業の中にこのような時間が設けられていましたので、要件事実を実際の事例を使って、繰り返し勉強できたということもあり、本校の学生は、要件事実が暗記科目だという認識は持っていないかったなというのが感想です。

伊藤滋夫（創価）；どうもありがとうございます。大体よろしいでしょうか。それではコメントーターの先生方お願いします。

植草宏一（筑波）；齊藤さんの発言の中で、どうしてそういう攻撃防御方法の構造になっているのかとか、どうしてこれが要件事実なのかとか、そういうことを考えるとき、恐らくいろいろな議論があった中で、通説が一番よいとか、実際実務がやられる事になったのだろうということになってきて、その議論を理解すると結論について記憶として残るという事なのですが、まったく私もその通りだと思うのです。

ただ、すごく難しいものがあるじゃないですか。例えば囲碁をご存じかどうかわかりませんが、定石というのがあるのですね。最初、定石いくつとか言って、そこに置くという事を教わるものなのですが、その段階はそれが分かるレベルまでは達していないわけです。これが定石だという事を学びながら、囲碁というものの全体を実際楽しんで、自分のレベルがあがったというときに、何でそれが定石なのかということがわかってくると、そうすると暗記科目ではなくなっていくのではないかでしょう。それは考え方の上手い下手もあるけれども、自分のレベルが上がれば、まさにその単なる丸暗記の定石が、新しいどういう場面でも対応できる定石を自分で作り出すことができるということになっていき、想像力が作られていくのではないかなど、こういうふうに思います。

山崎俊彦（青山学院）；マニュアル化の問題というのは、確かに最近いろいろ

なものが出て来ていますが、院生が書くレポートの中にも引用される形で非常にはつきり出てくる面もあるのです。そういうことを感じます。他方で、私自身反省すべき事、これは教員側の事情ですけれども、特に実体法の者が証明の問題まで含めていろいろ考えるということについてさほどやつてこなかつたと。例えば大江先生の本にはその点どういうふうに書いてありましたか、などとうっかり学生に聞いてしまうような事もおこるのですね。これは私自身そうです。そういう意味では、むしろ教員の方がマニュアル化を促しているようなところもありますので、この問題性ということを私自身感じておりますし、皆さん方もそう感じておられる中で、どう避けるかということを教室の場面でも本当に心しないといけないと思いました。

マニュアル化について非常に問題があるというご指摘があり、それについてどうしたらしいだろうかということについて語られて、その対応策についてもいろいろご発言頂いてますから、もう皆様方もいろいろお考えだと思います。他方で、院生が何を要件事実ということで考えているかということについて、私は「あ、こんな事まで考えているのか」と思うこともしばしばでして、マニュアル化ということを過度に心配しなくてもよいのではないかと思うこともあります。例えば、先ほど継続的な契約の解除の問題に関して628条の類推適用という話しが出ましたが、どういう法条でいくかという議論がある以上、解釈論に関して思いを馳せなければならぬし、そうしたらそれぞれについて要件を考えてみるとどうなことに気が回っていけば良いのではないかと思います。

それから私の所の学生の中に、判例等で要件事実が確定しているとは言い難いような問題、新しい問題について、これをどういうふうに考えるのか、と問題提起てくる学生が出てくるのです。そうすると私は伊藤先生に伺つたりするわけです。そうすると伊藤先生からは、とにかく最初はこういう利益を実現するために、こういう事情があるんだ、こういう事があるんだということを言っていく必要がある、また裁判所も訴訟書面の中で、

法的観点指摘義務あるいは証明義務を適宜に運用してそれをこなしていくと、教えていただく。そしてこれを受けて学生に少し指し示してあげると、これこれを考えるのが要件事実論だなと思い始めるのではないか。また現に学生の方が思い始めてもいると。そういうことも思いまして、私は心配する反面、こういう要件事実論の総論的なことをしっかり理解させていけば、学生は自分の力で思い至り考えていくということも確信しています。こういった教員の方の教育上の注意と学生のそういう問題意識とで、妙な方向に展開しないように考えることは十分できそうだなという確信を持っております。

伊藤滋夫（創価）；それでは、一時司会役をやめまして、一時コメンテーターになることをお許し頂きたいと思います。創価の人も遠慮してか、あまり創価の授業の実情を言いませんので、私がこういうふうにやっているというのを少し僭越ですけれども申し上げさせていただきたいと思います。

考え方は、先ほど鈴木さんの言ったとおりなのですけれども、非常にマニュアル化の問題と理解の問題、それからどういうふうに授業をやっていくかというのは、大変難しい問題だと思います。私自身がいつも考えていることは、どんな場合にでも、なぜそうか、ということですね。確定した判例であっても何であってもなぜそうかと。その判例が確定するに至った経緯というのは、いろいろあるわけですし、場合によっては、変なふうに確定したということがあり得ないということもないわけでもないです、どんな場合にでもなぜそうかということを考えるということが非常に重要です。

それから定石というような問題については、最初から高度の定石は全くやらないということです。それで非常に単純な定石から始める。非常に単純といえば、皆さんも百もご承知の問題ですが、所有権に基づく明渡請求訴訟において問題となる請求原因は、所有、占有、無権原なのか、権原有りが抗弁なのかという問題です。あるいは、元所有が請求原因で、所有権

喪失が抗弁である。そういうことから始める。それを徹底的に、例えば所有占有のことだけで一回、それから元所有のことだけで一回。なぜそうなのかを徹底的にやる。

それから要件事実でも何となくオープンにしているところがあります。所有している占有しているというのは権原があるかないかが、オープン、つまり言っていない（「権原の点について言っていない」というだけで、「権原がないと言っている」のではない）ということです。それから元所有、所有権喪失というところでは、元所有と言った時点では、現在所有しているかどうかというのは言っていないわけです。そういう要件事実論に一種のオープン理論というようなものがある。それがなぜそうかということです。それは全ての要件事実に共通した特徴です。要件事実のオープン性というものです。そのことが民事訴訟の基本なり、民法の基本構造の基本になっている原則・例外というようなことに繋がっている問題です。原則・例外ということはどういうことかというと、請求原因で所有、占有している、すると原則、物権的請求権が発生する。それに対して、例外として占有権原有りが抗弁として出てくる。請求原因で所有、占有といった時点では、権原がどうなっているかというのは言っていない。オープンになっている。そういうようなことを徹底的に一番易しい定石からやるわけです。所有、占有、権原ありというところで1回、所有、占有、所有権喪失について1回、2回分の授業をかける。そうしたことから、授業が始まるわけです。

そういう形で順々にやっていって、ケースブックに入ります。それから『問題研究 要件事実』と『紛争類型別』はどういうふうに使っているかということですが、私は、これらの本の内容を自分の方から一々取り上げて講義はしないのです。学生諸君が質問を出すのです。『問題研究 要件事実』も、『紛争類型別』も、疑問点がないわけではないので、そうしたところを探せと。そういう具合に学生諸君に、いわばけしかけるわけです。それで学生諸君は質問を出すのです。100を優に超す極めて多数の質問が出ます。

そういうふうに批判的に『問題研究 要件事実』も『紛争類型別』も間違っているところを探せというわけで、その質問に対して僕が説明をする。それで自業自得なのですけれども、学生がなかなか納得しないのです。僕が言うことに対して、なぜそうですか、と聞いてくる。それに説明をしても、また「なぜそうですか。」とそれはしつこいのです（笑）。実は、こうした学生諸君の態度は、学生の成長の証しとして、私としては非常に嬉しいことなのです。そういうことをやっています。それが私がやっている教育の一番の基本です。それが功を奏しているかはまだ分かりませんが。

特別の追加発言がなければ今度は司会に戻って、次の民法との関係、民法の授業との関係に行きたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。これは非常に悩ましい問題です。つまり今の法科大学院というものが、一種の接ぎ木方式になっているということです。つまり既修未修という問題がある。これは法科大学院設立の時から大変大きな問題だったわけです。植草先生も東京弁護士会の法曹養成センターの重鎮であられて始終そういう問題をご議論の対象になさっていると思うのです。私も参加したことがありますけれども。それが法科大学院設立以来の非常に大きな問題で、3年間でみんながどういうふうに対応してきたかということであろうと思います。

本年11月25日に当研究所が予定しているシンポジウム、これは山崎はじめ著名な先生方にたくさんお出でいただきますけれども、研究者の面から見て1年次の民法教育というのをどうするかということをも十分に取り上げる予定です。その問題が現実に皆さん方にとって大変大きな問題であるというわけです。だからその問題をこれから相当時間かけて重点的に意見交換していただいて、最後に新司法試験との関連をやりたいと思います。

先ほども意見がでましたが、いくつかの2年次以降の各科目の関係というのは、議論の問題というよりも、それぞれの大学の態勢の問題・考え方の問題というようなことに、かなり大きく関係しているように思います。

創価大学は、要件事実を2年次前期（第3セメスター）、つまり早い段階で始めますが、もちろんこのときで要件事実は終わりということではなく、その時から引き続き、ずっと卒業時までいろいろな科目を通じてやっていくという考え方には立っているわけです。要件事実の授業を2年の前期でやつただけで、あとは何もやらなくていい、あるいは、民法の授業がちょっと手が薄いというのは、学校全体の教員の態勢とかいろいろありますから、もちろん無責任なことはいえません。それぞれの大学が責任を持ってお考えになっていることではあるけれども、実情を詳しく知らない者からすると、何かそこは手当があった方がいいだろうというような感じはいたします。

ところが1年次の民法の授業と要件事実の関係というのは、教員の態勢の問題だけではないのです。考え方の問題があるのです。一方では、民法の授業の中に相当程度（又は大幅に）要件事実教育を取り入れるべきだという考え方があると思います。他方、そういう考え方とは対照的に、民法というのは従来の体系的なものをやる、体系的な理解が重要である。それができるから要件事実だという考え方もあります。また、その中間の考え方もあるでしょう。考え方としていろいろあります。それは、必ずしも学校の教員の態勢の問題だけではない。研究者が必ずしも理解していないとか、そういうことだけでもなくて、考え方の問題があるのです。それに対して皆さん方が、学生の立場でこう考えるというのを率直にいろいろ言っていただく。そうするとこれが研究所の所報によって全国に流れる。ということによってある程度の影響力を持ちうると思います。私が勝手に問題の重点を絞ってしまったかもしれません。しかしこれは非常に悩ましい問題なのです。民法の授業、主として1年次の民法の授業です。2年次の民法の授業は排除されるわけではないのですけれども。民法の授業と要件事実ないしは要件事実論との関係について自由にご発言いただけますか。

高秀成（慶應義塾）；一つの考え方として、やはり要件事実論というものを

いったんペンディングの状態にしたうえで、民法をざっと体系的に理解することの必要性があるのではないかと思っております。それは実践的な意味から言って、1年生の入ったばかりの人が、民法を学ぶ上の学習効率という上でも良いのではないのかと思います。さらに、パンデクテン方式で民法を尊重し、その中で折り重なり規定された総論ないし総則・各論という思考様式を身につけた上で、その発展形態として要件事実的な分析ができるようになるというのが有益なのではないかと思います。何よりもここで強調したいのは、体系的理解の必要性と制度間の視点の往復の重要性という点であります。恐らく伊藤先生も、植草先生も、山崎先生も、体系的理解をする上でも要件事実は分析方法としてすごく有益だとおっしゃるでしょうし、もちろんそのとおりであると思います。その旨みを削いてもなおまずは体系的な制度間を行き渡るということが必要なのではないかと思っております。

伊藤滋夫（創価）；少し今の私のテーマの出し方について若干補足をしておきますと、民法学と要件事実論の関係、それが民法の授業と要件事実の授業ということに関係してくるわけですね。そのときに、そこで要件事実というものが民法の授業の中でどう取り扱われるかということのイメージの違いがいろいろあると思うのです。

ある方は、例えば民法学の授業の中で要件事実論を扱うというと、例えば請求原因から再々再抗弁まで全部どの民法の条文についてもやるのだと、そういうイメージを持たれる方もあるかもしれません。そうではなくて、ある制度の極めて原則的なことは何であるかとか、原則的なこととそれ以外のこととの区別、そういうものを少なくとも民法学でやるべきだというふうに思う人もあるかもしれません。

それとはまた別の形で、研究者と実務家との共同ということを考えるわけですが、その実務家教員は、必ずしも最初から民法の授業の中に入つてやるのでなくて、研究者の方が従来のように体系的におやりになるけれ

ども、そこでまた別に実務家が、先ほど創価大学の池本さんが言ったようにいえば、重大な過失がないということが要件だという民法もあるけれども、重大な過失があるというのが消極要件であるという民法の世界もあるということを平行して行う方法もあると思います。ここで今やっている民法の形、 $A + B + C + D$ という民法もあるけれども、 $A + B - C - D$ という世界もある、ということを、ある程度具体的に平行して教えていくと、そういうやり方もあると思うのです。いろいろあると思うのです。

ですから民法学と要件事実、民法の授業と要件事実の授業といったときに皆さんがあれぞれのあるイメージでその内容を説明しないで、これは不要であるとか、これは関係ないとか、十分関係あるべきだとかいうと、また議論が少し囁き合わなかつたりするので、こういうことも含めて、なるべく具体的におっしゃっていただけたらなと思います。

栗原伸輔（東大）；いま伊藤先生の方からありましたように、要件事実論といったときにいろいろなものが中に含まれていると思うのですけれども、それを分解した上で、民法・民事訴訟法との関係を考えていけば良いのかなと私自身も理解しています。私自身の要件事実論の中身の理解というのは、大きく分けると二つありますて、一つは、請求原因、抗弁、再抗弁という形に象徴されるような、どちらが主張立証責任を負うべきなのかというのが一点です。そもそも主張立証責任という基本構造をとっているということがまずありますて、売買ですとか、賃貸借ですとかいろいろありますけれども、それについてどちらが主張立証責任を負うのか、ある程度抽象的な要件の主張立証責任をどちらに負わせるべきなのかという議論がありまするのかなと思います。もう一つは、これはたぶん東京大学の要件事実論において非常に強調された点だと思うのですけれども、当事者の具体的な言い分を読んで、それをどのように法律家として、構成していくのかという点です。または自分がある法的効果を主張する時にどのような事実を主張していくのかというところです。そのときに使うツールは当然に要件

事実ということになると思うのです。大きく二つに分けられるのかなと思います。

その上で、未修で3年間やらせていただいて、1年目にとりあえず民法、民事訴訟法について一通り勉強させて頂いたものとして、意見を述べさせて頂きますと、1点目の主張立証責任という構造、請求原因があってそれに対して抗弁が認められた場合には排斥されてというような構造自体は、1年目に教えていただきたかったところだったというふうに思います。私自身は授業でそれを習ったという実感はなくて、偶然友人が要件事実論というものがあるらしいよという話を持ってきて、1年目の夏休みに自主ゼミという形で勉強させていただいて、それが非常に1年後期の民事訴訟法の授業などの理解に役立ったのではないかと思います。やはり抽象的な要件の主張立証責任をどちらが負うべきかというところは、もちろん事実とも関連してくる点ではあると思うのですけれども、一応事実とは切り離した、ある程度利益衡量の結果というふうに私は理解していますので、その点については1年目で勉強すべきだと思いますし、それが民法・民事訴訟法を理解する上でも十分役立っていくのではないかと思います。

それとは別に当事者の主張を法的に理解することとか、自らの主張を事実を交えて法的に構成していくというトレーニングに関しては、特に1年次でやる必要はないのではないかというふうに理解しております。少し長くなりましたが、以上です。

伊藤滋夫（創価）；どうもありがとうございます。少し難しいところで、今おっしゃった1番目の問題と、2番目の問題がどういうふうに切り離せるかということが難しいというという点が一つと、もう一つは、今栗原さんが請求原因、抗弁、再抗弁と、ずっとおっしゃったけれども、その問題もどこまでやるかという点もあると思います。つまり請求原因と請求原因以外というところで止めておくか、それとも再抗弁なのか再々再抗弁なのかという事までやるのかという問題です。

栗原伸輔（東京）；コメントをいただいたので、短くお答えさせていただきたいと思うのですが、私が言った請求原因、抗弁というのは、別にブロックダイヤグラムの形にして、どちらがどういう事実を主張して、こういう形で、論理構造がこうなっているというような意味ではなくて、ある民法の条文を考えて、そのある抽象的な要件がいくつか並べられていると思うのですが、それの主張立証責任というものを考えて、どちらに負担させるのかということを考えた上で、裁判においては、請求原因があつて、抗弁、再抗弁という流れがあるのだというところまでを教えておかないと、例えば民事訴訟法で、不法行為の主張立証責任の転換というような問題がありますけれども、そもそも主張立証責任というものは何で、なぜそのようなものが存在して、どういう事を抽象的に判断した上で、主張立証責任を被告に負わせるのか、原告に負わせるべきか判断しているのかというところの構造が分かりにくくなってしまうのではないかと考えているのです。その点については、未修の段階で学習することに非常に大きな意義があるのではないかと考えているということです。

伊藤滋夫（創価）；栗原さんの言われる意味は、請求原因、抗弁、再抗弁、再々抗弁という系列を全部勉強するというのではなくて、そういう要件の考え方があるということであれば、その通りだと思うのです。

しかし、1年生の段階で、請求原因から始めて、再々抗弁までいたるようなそういう全体の構造を全て理解する必要があるという考え方もあるって、そこは大きな問題で、意見が分かれると思います。一つの考え方としては、全部そこまでやる、すなわち、要件事実というのは一種の自縛自縛性みたいなものがあって、考え出すとずっといってしまうところがあるから、だからそこまで全部やらなければいけないという意見もあり得ると思います。

しかし、私はどちらかというと、まだ全く感想の程度を出ない未確定な意見しか持っていないのですが、それよりも本質的な部分は何か、例外的な部分は何かというような最初の権利の発生要件の段階、そういう民法の

規範構造というものを原則、例外というか、本質、非本質というか、そういうところを理解するような思考方式というものを1年生のときに理解する程度で良いのかなと思っております。それを現実の民法の条文でやっていくと、かなり大変難しいことなので、そういうことを民法の授業の中で全部やる必要があるかどうかということも、まだ私としては結論の出ていない悩ましい問題です。

ということで、栗原さんの言われた第一の問題、第二の問題の意味は、そういう思考方式ということであれば十分納得のできる考え方だと思います。他の方どうですか。

齊藤怜香（早稲田）；一般的に1年生で行う民法の授業と、要件事実の授業で何が一番違うか、求められているものとして何が必要かというのは、期末試験の答案に現れてくると思うのです。民法の授業だと、A、B、Cの3人います、3人の法律関係を論じなさいという聞き方をします。片や要件事実の授業においては、原告と被告を用意して、原告は被告に何を請求できましたかという聞き方をするのが、民法と要件事実の考え方の相違が一番出ているところだと思います。

そうすると何が二つの共通している部分かというと、私は、誰が何を請求できるのかというところだと思うのです。そうすると、民法の授業の中で要件事実の考え方を取り入れて、その後2年次以降に要件事実の授業の中に民法の考え方をうまく全員が取り入れていくには、民法の授業の中で、例えば、ある法律問題が起こった、ここで過失が必要・不要が学問上の論点として、そこにいきなり飛びついで答案を書くのではなくて、Aさんは、Bさんにこういう請求ができますという訴訟物とか請求原因という考え方を一番始めに持ってこなければいけないという、そういう思考プロセスを学生に伝えるということが重要ではないかというふうに思いました。

そうすると、先ほど伊藤先生のおっしゃっていた原則と例外というところを上手く民法の中に取り込んでいくのが、民法の授業と要件事実のつな

がりには一番良いのではないかと思っています。

伊藤滋夫（創価）；少し私が補足して言えば、原則例外というのは、現在の私法学会の基本的な要件事実に対する考え方であり、民法の規範構造で原則例外というものが決まることによって、要件事実はそれに従って決まるんだ、ということが私法学会の大きな方向だと、私は思っています。具体的には、民法の規範構造で本質的な部分というものが、例えば物権的請求権で言えば所有・占有であり、その本質的な部分というのが原則であり、そして占有権原があるというのが例外で、要件事実で言えば抗弁に回る。そういう民法の規範構造と要件事実を結びつけて、実体法の問題として、要件事実を考えていこうというのが、現在の大きい方向だと思います。ですからいま齊藤さんのおっしゃったのと、そういう方向とは一致しているのではないかなと思います。

中村八重（東京）；私は簡単に視点として、今までの議論で見落とされているのではないかと思った点だけ指摘させていただければと思います。私は、法学既修者ということで、2年次に編入いたしまして、1年生で未修として入学された方と一緒に2年生からクラスも混ざって勉強してきたという立場なのですけれども、要件事実の教育に関して、全体的なカリキュラムを考えるにあたって、法学部における教育というのも決して見落としてはならないのではないかと思います。

未修の方に照準をあわせ、3年プログラムで考えて統一的に勉強できるということもちろん大事なのですけれども、法学部からあがってきた者が2年生に入ったときに、かなり違和感を感じているのは、現状として事実であります。では、必ずしもロースクールに全員が行くわけではない法学部における民法やその他の授業において、どの程度要件事実に関する基礎的な考え方を盛り込んでいくのかといったことも問題ではないかと思いましたので、その点をちょっと指摘させていただきたいと思いました。

伊藤滋夫（創価）；まさにおっしゃる通り問題です。創価大学の場合、まだ私自身がはっきりしていないところもありまして要件事実の教育と1年次の民法教育との関係はまだ十分にクリアにはなっていないのですけれども、今のところは民法の研究者の先生と相談して、民法の先生は民法の従来のやり方でやっておられる。それで私が少し別の面から、先ほどのような95条本文・但書のような問題がありますよ、と説明する。あるいは平成16年の法律147号による民法の現代語化。それで今こういう問題が提起されていますよなどと話します。そういう要件事実論的な、オーバーに言えば世界というのか、そういうものが民法の研究者が従来おやりになっているやり方のほかにありますよ、というようなこと学生諸君に話をしているわけです。そんなようなやり方をしています。

そうするとまさに今中村さんのおっしゃった問題が出てくるのです。今言いましたことは未修者に対してやっています。既修者の人は法学部の教育というのはまったく従来通りであるとすると、未修から2年生になった人は、そういう私の言った授業を聞いているわけです。ところが既修者の人はまったく聞いていないということになるので、そうすると既修者の人に対して、何らかの入学前のガイダンスのようなところである程度同じような事をしなければいけないのではないかということを議論しているところです。

本学もまだ1年次の民法の教育、それから既修者と未修者の関係で要件事実論をどうするかというようなところはまだ模索中で、今おっしゃったことは非常に問題点だと思います。

まだ今までプレゼンテーション以外に何も発言されなかった方がおありになったら、折角の機会だからおっしゃっていただけたらどうでしょうか。

坂巻陽士（一橋）；僕も既修者で入った方で未修者の方がどれだけの勉強をして、民法の勉強を始めたかというのはよくわからないので、その前提をはずしていただいて、まず要件事実についての僕の認識というのは、どち

らかというと民法上の条文の要件としてどんな要件があるのかということを、条文の全体構造からはじき出して、そこから主張立証責任というのを分配していく、その残った結果として、どんな事実をいえばよいかと、そういう構造を持ったものが要件事実ではないかと認識しているのです。実体法上のいわゆる民法の中身として勉強するときの中身とは、感覚的に若干ズレがあるというのでしょうか。例えば、民法で言うと、先ほど早稲田大学の齊藤さんから若干指摘がありましたけれども、ある論点についてこの論点をどう考えるのかという考え方、それは条文としてこういう要件があるから、その先にこの論点があって、というような説明ではなくて、いわゆる例えば背信的悪意者であれば、背信的悪意者が第三者に入るのか、177条の第三者といえるのかと、そういう部分から入って来てしまう。そういうところの前提に要件事実の考え方があるのではないかと思うのです。そうすると、勉強を始める前の段階で、僕が考えている民法としての勉強というのはかなりの膨大な量があるので、それを網羅しないうちに、さあ要件事実というのを先にやりましょうというのは、勉強を始めていない方からするとかなりきついのではないかと思います。そういうふうに考えますと、本当に基礎的な段階といいますか、この条文からはこの要件が導き出せて、この要件のこの部分が問題なのですよというところだけ指摘していただければ、それだけで見方というのはだいぶ変わるものではないかという感覚があります。僕も要件事実の勉強をして始めて、民法の構造を、ああこういうふうになっていたんだと始めて気がついたというのもありますので、そういう大きな視点というのを、それを指摘するだけで、始めて勉強する方の見方というのはだいぶ変わると思いますし、それ以上の事をやるというのはむしろ無理があるのではないかなどというふうに思います。

竹中紫穂（中央）：一言だけ、恐らく皆さんと違う視点というのを一つ入れてみたいと思います。私は実は、予備校の授業が終わった後で生じた質問に答えるという形で、後輩に民法実体法を教えております。その中で非常

な膨大な知識というのを入れられていて、非常に疲れた表情をしている学生達に要件事実的な話をしてしまうと、非常に混乱してしまうようです。そこで、例えば、消費貸借契約についての話があったときに、「これに対して以前教わった期限の利益というのが出てくるんだよ」ということを教えてあげるとか、要件事実という、まとまった形ではなくて、民事訴訟において将来的にこの今教わっている民法の知識をどのように使いこなしていくかということを、いわばトリビアという形で、補足的に話してあげるようにしております。このように話しますと、教わった知識の具体的なイメージがしやすく、学習しやすいようです。その程度の教育が未修レベルにおいては必要であり、かつ十分なのではないかと思います。まとめて申し上げますと、要件事実というのを教えるというよりも、民法の実体法上の理解を深めるために要件事実を補足的に用いるということが適切なのではないかと考えます。

伊藤滋夫（創価）：ありがとうございます。それでは今の議論はよろしいですか。では新司法試験のことを特に受験された方にお聞きしてみたいと思いますがどうでしょうか。

伊藤博昭（創価）：僕は卒業生で、今回の新司法試験も受験して、その話をしてくれということで呼ばれたということで認識しているのですけれども、あまり時間も無いようなので、簡単に言わせていただきます。

新司法試験における要件事実の問題というのは、民事系大々問の1問目でまさに正面から聞かれたのですが、僕は個人的に、サンプル問題で要件事実が出て、いろいろ批判や議論があって、それでプレテストでまったく出なかつたという経緯があったので、本試験では出題されないのでないかと勝手に思い込んで、全く用意していなかったのです。ただ本学では、先ほどからいろいろお話をあったと思うのですが、中でも要件事実の総論的な考え方というか、何でこうなるのか、この要件はどうしてこうなるの

かと、という「なぜ?」という視点からの基本的な考え方をたたき込まれてきていたので、一部アンケートとかを見ると、本試験の問題は特例法の条文に関する要件事実を聞いてくるなんてあまりにも高度ではないかというような批判もあるようですが、僕はそうは思わなかったのです。本試験で書けたかどうかは別としてですが、ふりかえって落ち着いて考えてみると、あの問題はまさに基本的な問題で、譲受債権の請求訴訟なので、ほとんどのロースクールで使っている『問題研究 要件事実』や、『紛争類型別』には必ず載っていますし、かつ、要するに債権が発生していて、自分に帰属していて、それさえあれば請求できると、その後の対抗要件の話というのは、必ず要件事実を勉強していれば対抗要件の抗弁というのは出てくる話だから、対抗要件具備の事実は請求原因にはならないというのはすぐわかるという、丸暗記ではなくて「なぜ」という視点から要件事実の構造を理解していれば、本当に基本的な問題だったのではないかなと思っています。

そのほかの特約の話とかも出ていましたけれども、それはまさに自分が習った要件事実に関する基本的な考え方というか、総論的な部分にかかわる問題で、どういうふうに要件を振り分けるのかというのを習っていれば、その場で考えてその基本的な考え方へ従って書けばそれでいい問題だと僕は認識していました。他大の学生の中には、要件事実は本当に丸暗記の科目だというふうにいっている人もいまして、ただそういう考え方だと試験でも対応できないのではないかという気がしました。

以上のように、実際に新司法試験を受験した立場から要件事実教育について述べさせていただくと、要件事実論は丸暗記する科目ではなく、まさに総論的な立証の公平であるとか、原則例外でどっちに振り分けるかとか、そういった基本的な考え方方がロースクールで教育されるべきであって、学生がそういうものを身につけることで試験にも対応できるし、そして、当然その後の実務などには、もっと重要になってくるのだと思います。

伊藤滋夫（創価）；ありがとうございました。一橋の諸兄も受けられたのではないかですか。

小田勇一（一橋）；僕が新司法試験で要件事実の問題を出すにあたって、一番気になっていることは、このような会で皆さんのお話を聞く限り、各大学でかなり要件事実についての教育の行き渡りの度合いが異なっている点です。今お話になった、創価大学では、6コマ、これは、2単位という認識でよろしいでしょうか。

伊藤滋夫（創価）；要件事実そのものとして、要件事実・事実認定の基礎理論というのは、3セメで2年生の前期で、週2コマです。だから4単位です。ただその後の民事法総合科目がいくつかあるのですけれども、その中でも多かれ少なかれやっているというのが事実です。

小田勇一（一橋）；そういうのを含めますと、大学によって、実体法の学者と、要件事実を教える実務家の方々の間で連携がとられ、要件事実教育で学んだことが実体法の演習等でもう一度教育されている大学と、そうではない単に要件事実というのはこういうものなのだよという形で教科書的に説明がなされて終わっている大学とそれぞれあると思うのです。いかなる試験においても、例えば、民法であれ、行政法であれ、憲法であれ、どこまで教えて、どこまで試験範囲にするのかというのは悩みが尽きないと思うのですが、要件事実においても教育水準をどこに設置するのかというのは、すごく難しい問題です。現在は文部科学省が最低何単位設けなさいというのを決めていると思うのですが、従来は司法研修所において、民裁教官室で一定の共通認識の下前期修習が行われていたのが、それぞれの大学が要件事実教育を独自に行う形になり、それぞれ要件事実教育が異なる現状において、どの程度の問題を出すのかというのはすごく難しい問題だと思います。

坂巻陽士（一橋）；今小田君は、問題を作成する方の側からおっしゃって、創価大学の伊藤さんは受けた方の側からおっしゃったので、僕も受けた方の側から少し話たいと思います。要件事実が一体どういうものなのかなという、根本、すなわちさきほど伊藤先生がおっしゃっていたように、なぜ、なぜ、なぜ、というふうにちゃんと考えて要件事実を勉強している人というのは、恐らく新司法試験に何が出ても対応できると思いますし、そういう勉強をしてこいというのが法科大学院の授業に対するメッセージだと思うのです。そういう授業をしてこなかった。まさに丸暗記で何とか乗り切ってしまったというところに、むしろ問題があるのではないかという気が今しています。まとめられないのですが、新司法試験との関係としては、要件事実を教える側、教え方に、かなりウェイトが置かれるというか、そこが重要になるのではないかと思います。その視点さえ、なぜこういうふうになるのかという視点さえ与えてくれれば、恐らく学生の方はちゃんと勉強しますし、そういう視点を与えるのか与えないのかというところを、全体の全てのロースクールで統一基準として与えられるようなことがあれば、それで十分なのではないかなという感想を持っています。

伊藤滋夫（創価）；ありがとうございました。もう時間ですので、最後にコメントーターの先生方のご高見を承って終わりにしたいと思います。

植草宏一（筑波）；いま坂巻さんから法科大学院に対するメッセージだろうというお話をありました。まったく同感です。今回の新司法試験の内容を見ますと、司法制度改革審議会が、最終意見書の中で述べている範囲のままでです。しかもそれがロースクールを作ることになって、我々のような実務家教員が入っていくことになって、司法研修所の前期修習程度の事を範囲にしなさい、範囲とすべきだと、そういうことが反映された試験でありますから、この試験は、これから各法科大学院の教育の内容を決めるにあたって、非常に重要なメッセージになっている。スタンダード作りがな

されたのではないかと思います。これは良い事かどうかはわかりません。
ただそういうことがあると思います。

それからもう一点言いたいことは、法科大学院はもちろん法理論をきちんと研究する場所だという一面がある。しかし、専門職大学院です。法曹を養成する。作り上げる。そういう側面もございます。そういう中での今回の試験。他にもある程度内容的に追加すべきものがあったかもしれません、これをきっかけに研究者と実務家が、FDなどを通じて、授業の内容や質を高めていくことになればいいと思います。

山崎俊彦（青山学院）；まず、先ほどの民法の授業との関係で、要件事実的な要素あるいは要件事実論的な要素をどう教えるかという問題。これにつきましてはいろいろご意見をいただきまして大変私はありがとうございました。私のように比較的、要件事実論教育を民法の中でもやっていくべきではないかと思っている者としては、今日の意見にも出てきたように、実体法の理解だけでも消化不良を起こしそうなのによしてくれというようなお話をありました。またいろいろ細かい話が出てきて混乱しやすいのではないかという話もありました。ですから、まずは1年目で、次に2年目でというようにある範囲に区切って話を展開させていく、くさび形的に打ち込んで示してゆくというような配慮がどうしても必要なのではないかといつも思っているのですけれども、今日重ねて思わせてもらいました。

1年で、民法の授業として法定債権の話をする。このときにどういう構えでやるか。そのときに混乱が生じないようにするために、「私は要件事実というのは非常に大事だと思っています、今この時点ではこういう事を伝えたいと思っています」ということをはっきり明示することが必要ではないか。民法の理解をしていただくために、導入的に、こういう事をあらかじめお話し申し上げたい、というような言い方をすべきでしょう。要件事実が全てでないということです。

中身については、裁判規範を強調しすぎてはいけないにしても、民法は

裁判における紛争解決基準ということになっている以上、紛争解決手続との原理的な関係、紛争解決手続との関係でいろいろ頭に入れておかなければならぬことがあるのではないかでしょうか。これは主張立証のような問題です。それから個々学んでいくたとえば不法行為の制度全体を作り立たしめているルール、あるいは場合によっては、制度間の関連もありますから、そういう制度との関係なども横にらみしながら、一つ一つのルールが総体として、ある問題の解決をするために用意がされているというようなことを示していくことが必要ではないかと思います。そしてそれが、攻撃・防衛というところに必要に応じて出ていくのだというようなことを、話をする。また、繰り返しになりますが、手続法との関わりについても、細かくないにしても示していく。

それは何を具体的に当該授業日に教えるかに関わって、こういう事が伝えられそうだという関連性の強さ、適切なタイミングで適切な要件事実論的な要素というものを上手く示していくということを考えてはどうか。そして全体として、3年まで持ち上げていくのですけれども、それがトータルとして、先ほどスタンダードということも言わましたが、全体として、要件事実論で語られてきた事柄のどこまでを、一応法科大学院修了者として弁えられていれば良いかということについて、法科大学院に関わるもの皆で議論し、共通に理解していくということがやはりなくてはならないのではないかな、というふうに思います。

そういう意味で、民法の授業科目で要件事実論を扱おうというときに、私みたいな少し熱心な者は、過度な重視というふうに受け止められないよう、いつも緊張感を持たなければいけないと思います。何をしなければいけないかということについて、それなりにやはり洞察が必要ではないかと思います。それを他の教員と共有しあわなければいけない。また手続法の人たちとの関係でもやりとりをしなければいけない。

また実務家の先生と、私は弁護士の先生と一緒に3クラスを持っているのですけれども、日常的にやっていますけれども、いつでも何を話題にで

きるか、それをお互い情報交換して、やっていくということが非常に必要ではないかと思いました。

実は今日いろいろお話を伺いました、ああ他大学ではこういうことをやっているんだ、ということで私は非常に教えられたことがあります。例えば、夏休みに課題をお出しになる大学がおありになるということで、私なんかは、夏休みはそれぞれの学生が足りないところを自ら発見し、気づき、そんな事は当たり前じゃないかというようなことを思ったりして、自主ゼミを何回かやる程度でどこか放置しているのですけれども、教員の側が課題を出すことがあるのか、なるほどなというふうに思いました。また授業ノートを出させるという工夫をする学校があるということで、私は、レポートは出させてますけれども、終わった後にそれを自分で整理をしてブログで流すというような実は苦労をしていまして、そんなことをするくらいなら、むしろ院生にまとめさせて、気の利いたものはこれが模範というような形で示すという方法もあるのかなとも思いました。

それから、要件事実との関係で、民法教育において何が必要かというのは先程来話題にしているように非常に問題なのですけれども、もし自分としてこれだという確信が持てたらしてみたいと思うのが、体系書とまではいわなくても、法科大学院で学んでいる特に民法を学ぼうという学生にどういう教材をつくるかという課題があります。要件事実的な要素のある教科書なんかはまったく知らないという一方の見解もあります。私は必ずしもそう思っておりませんので、今日いろいろ議論になったところをふまえて、何が必要な事なのか、そしてそれをどこで出していくのが適当なのかというような事を考えながらやっていきたい。むしろ全員の方がそうかどうかわかりませんけれども、そういう本、教材のようなものを望んでおられるということがあらためて教えられ、確信できたような気がいたします。

いずれにしましてもたくさんの科目をこなさなければいけない皆様方、私どもも本当に適切な教材、あるいは適切な手法をきっと取って、どうやって与えていくかに関して、本当に一生懸命考えないと具合が悪いとい

う事を思いました。そういう意味で、教え方についていろいろな視点をお示しいただけたというふうに思いました、私はむしろお示しできることよりも、はるかにいただいた事が多かった。そういう意味で、今日はほんとうにありがとうございました。

伊藤滋夫（創価）；それでは、大変皆様お疲れ様でございました。私からは最後に一つだけ申し上げます。要件事実の中身の事ではないのですけれども、まったく今まで出ていない問題として、要件事実の問題というのは、もちろん条文が非常に大事なんですけれども、日本の民法の条文というの、非常に包括的なものが多い。例えば709条というのは、今回改正で加わった要件を加えたとしても非常に包括的です。

そういうところで要件事実というものを考えるときに、民法の条文の形が要件事実の決定に決め手にならないだけに、要件事実の問題というものは、最終的には、やはり大げさに言えば正義の問題になるのです。そうなると、民法学という範囲でも十分そういうものは、民法学者の人でも法社会学に詳しい方も、法哲学に詳しい方もおられるので、民法学というものの中身を広く考えれば全部入るのですけれども、従来の伝統的な解釈学という民法学では対応しきれないものがある。究極的には要件事実論といふのは正義の問題ということに行き着くところがあるので、そういう意味では、今の場にはとても間に合わないと思いますけれども、要件事実論といふものは、やはり法哲学とか、法社会学とか、それから法心理学といふものに負うところが大きい。例えば二重譲渡という問題、所有権といふのは、いつ移転したと人が一般に考えているかということの研究が本当は必要なんです。それは法心理学の問題、あるいは法と経済学の問題です。また例えば被害者の素因による減額の問題、どの程度それを加害者が負担するかあるいは被害者が負担するか、皆さんよくご存知の最高裁判例も出ている722条類推適用の問題。この問題でも結局要件事実的にどう構成するかという問題もあり、その考え方の奥底には一種の法と経済学の問題もあるとい

うことです。すなわち日本の社会はどれだけそういうような負担に耐えられるかという問題です。もとより、問題はそれに止まらず（また、それが必ずしも最重要な問題であるというわけでもなく）、あるいは倫理観の問題もある。法哲学の問題も当然あるということです。こう考えるいろいろなことで基礎法学、あるいは関連する社会科学、あるいは、哲学、人文科学などが非常に影響しますので、今後そういうことも含めて、要件事実を本当に理解するためにはそういうことも必要だという意識も少し持つて頂いて勉強されたらと思います。私自身が全然できてないのですけれども、少し申し上げておきたいと思います。司会としては言い過ぎですみません。

今日は本当に暑いところ、遠くからおいでいただき、しかも今まで3時間以上も活発にご議論をおやり頂いて、大変ありがとうございました。特にコメンテーターの先生方にはお出でいただき、適切なご指導を賜り、本当にありがとうございました。私が勝手なことを言いましたのはどうぞご容赦いただきますように。ではこれで終わります。

以 上

要件事実教育に関する学生意見交換会「事前アンケート」まとめ

- (1) 法科大学院名 (2) 名前 (3) 所属年次 (4) 出身学部、社会人経験の有無
(5) 要件事実教育を受けた科目名、年次、前期・後期の別
(6) 要件事実教育を受けた感想・意見 (7) 法科大学院全体における、要件事実教育一般についての意見
-

- (1) 青山学院 (2) 大嶋 通生 (3) 2年(未) (4) 法学部、社会人経験あり
(5) 民事実務基礎／2年前期民法演習（後半） 2年前期／山崎敏彦教授課外ゼミ 1年後期

(6) はじめて要件事実のことを聞かされたときには、正直、驚きと違和感を禁じ得ませんでした。しかし、要件事実を学び、民法の各条文を当事者の攻撃防御を意識しながら読み直すことによって、今まで漠然としか理解できなかつたものが、具体的なイメージを伴って自然と頭に入ってくるようになりました。また、判例理解も格段に深まつたように感じます。

同時に、要件事実こそが実務家の視点であり、その知不知が、法曹とそうでない人の決定的な違いでなかろうか、と直感しました。それだけに、なぜ従来の民法教育が（民事裁判に不可欠な）要件事実論を取り上げてこられなかつたのかが不可思議です。

その意味で、実務と理論を架橋して実務家養成を使命とする法科大学院教育の真髄が、この要件事実教育に凝縮されているように感じます。

(7) 1年次の前期に、要件事実の存在を学生に教え、それを意識しながら民法を学習する時間を確保することが有効であると思います。その結果、闇雲に条文や判例を読む無駄を避けることができます。また、1年次の後期には、具体的な訴状、答弁書の書き方という実務的な訓練をはじめ、2年次以降の演習で、要件事実という共通言語を用いて議論を繰り返すことにより、要件事実的な思考方法を習得する時間を最大限確保することが望ましいと思われます。

- (1) 青山学院 (2) 坂 裕和 (3) 3年(未) (4) 社会科学部、社会人経験あり

- (5) 民事実務基礎、2年次前期／民事法特講D（要件事実論）、2年次後期
(6) 私は完全な法学未修者で、法科大学院入学後に初めて法律の教育を受けており、また、本校では、1年次の民法について完全未修者とそれ以外の者を分けて、完全未修者に対しては半田教授が基本的事項のみ（民法の大枠）を

授業の仕方については、初めの段階

では基本的知識の導入が必須と考えられますので、もっぱら講義に頼る必要があると考えます。一通りの考え方を

丁寧に授業して下さったため、2年次の要件事実の授業についても、すんなり理解できました。

また、要件事実教育により、実際の訴訟における実体法の反映がよく分かり、民法の条文構造の理解を深めることができ、法律の学習において必要不可欠であると感じました。これは、右の意見にも通じることですが、完全未修者にとっては、1年次の前期・後期に民法の基本的枠組を、1年次の後期に民事訴訟法を学び、2年次の前期・後期に要件事実を学習し、それと並行して民法の深い学習をし、3年次に民法と要件事実を融合させて学ぶという本校の体制は、最も理解度が深まると考えます。

理解したならば、それを使いこなしたり理解を深めるために、事例問題を解いていくという方式がよいと考えます。これは本校では既に行われていることであり、現状の体制に問題はないと考えます。

他校の状況についてはよく分かりませんが、民法の授業を受けた限り、いわゆる学者の先生方は要件事実を必ずしも理解しているとは言い難いので、(この点、山崎教授は例外だと考えます)実務家に頼らざるを得ないと考えられます。すると、講師の手当てに差が生じ(数学的観点からは都市部のほうが人材そのものが集まりやすいですし、質の高い先生を手当てできる確率が高いと考えられます)、その結果、各大学院の教育の差・学生の習熟度の差につながる可能性が高くなります。これを防止するため、学者の先生方の要件事実に対する理解を深める必要があると考えます。

また、本校は民事訴訟法の和田教授(元裁判官)が要件事実の基礎を教え、民法の山崎教授(学者)と弁護士の先生が演習を行っており、様々な観点から要件事実と民法・民事訴訟法との関係性を学ぶことができる状況がありますが、各大学院においてもこのようなバランスのよい体制で要件事実教育を行う必要があると考えます。

-
- (1) 慶應義塾 (2) 高秀成 (3) 3年(末) (4) 法学部
 - (5) 要件事実論 2年次前期／要件事実論総合Ⅰ 2年次後期／要件事実論総合Ⅱ 2年次後期／民事法総合Ⅰ 3年次前期
 - (6) 要件事実的分析により、対象事案を立体的な把握が可能になったものの、通常の民法の演習科目において要件事実にウェイトを置き過ぎるあまり、実体法理解や判例分析に関する議論がなおざりになる傾向がありました。例え
 - (7) 訴訟における共通言語としての要件事実を学び、自らの主張をいかに構成し、それがいかに訴訟上展開するかという、実体法の動態的把握を可能にするという意味で要件事実教育には大きなメリットがあると考えられます。

ば、理解の固まっていない判例を扱う際にも、要件事実化を急いだ結果、判例理解につき十分な議論がなされない、などです。

他方、要件事実論総合Ⅰは民事手続のなかで要件事実がいかなる位置付けがなされるか、訴訟法上の主張がいかに要件事実上扱われるかに主眼を置いた演習であり、訴訟法理解において有益でした。

しかしながら、これはむしろ学生側の受け止め方に問題があると考えられますが、あまりにも要件事実上の主張構成を所与のものと考えるあまり、未知の問題についての要件事実の掲載文献漁り、過度のマニュアル化が行われていることに要件事実教育の歪んだ形を見出することができます。また、従来の要件事実上の整理に変更を余儀なくするような新判例が要件事実教育にあまり反映されない結果、学生の理解において、ある種の「実体法と要件事実の分裂」が生じていることがないとは言えません。

来る法曹実務における共通言語を身に付け、円滑な訴訟運営を可能ならしめるための要件事実的素養は重要ですが、法科大学院が日本におけるダイナミックな法創造に参画しうる法曹を輩出する社会的使命を帯びているとすれば、自ら新たな実体法上の主張を（実際の訴訟において受容されうる形で）構成する力を身につけさせうる骨太な要件事実教育が志向されるべきではないかと感じています。

- (1) 慶應義塾 (2) 河本 岳大 (3) 3年(既) (4) 法学部
- (5) 要件事実論、民法総合Ⅰ 2年前期／要件事実論総合Ⅰ、要件事実論総合Ⅱ、民法総合Ⅱ 2年後期／民事法総合Ⅰ 3年前期
- (6) 当初は要件事実論の考え方を理解しない状態で、民法の授業などで実務家教員から要件事実の摘示がなされ、困惑している部分がありました。もっとも、要件事実論の基礎的な考え方を理解したあとは、民法及び民事訴訟法などの基本法の理解が進んだように感じました。民法では訴訟の行方・立証責任を意識することで事案における主張・請求の当否を考えることができるようになったように思います。民事訴訟法では、自白の成否・弁論主義の適
- (7) 要件事実論は基本科目の理解に有用だと思いますが、その基礎的な考えが理解できないうちに要件事実だけ摘示されても効用は低いと思います。やはり、法科大学院入学後の最初の学期で要件事実論の基礎を学習するようカカリキュラムが必要だと思います。3年次にはその発展として実体法・手続法の融合問題、訴状の起案などをして、要件事実論についての理解を深められるようなカリキュラムにすべきだと思います。

用場面などを立体的に理解することが
できるようになったと思います。

- (1) 國學院 (2) 清水 裕二 (3) 3年(未) (4) 法学部、社会人経験あり
(5) 民事訴訟実務の基礎 2年前期／民事法演習V (実体法・手続法統合演習)
3年前期
- (6) 民法の授業との関連はほとんどなく、新しい科目的授業を受けている印象だった。
当初は、新司法試験においてどのような形で問われるのか、それとも問われないのか、疑心暗鬼の中で授業を受けていた。
- (7) 民法など他の科目においても要件事実を念頭に置いた授業が望まれる。そのため、早い段階で要件事実教育を行うべきである。

- (1) 國學院 (2) 本道 和子 (3) 3年(未) (4) 看護学部、社会人経験あり
(5) 民事訴訟実務の基礎 2年前期／民事法演習IV 2年後期／民事法演習V
3年前期／リーガルクリニック（上級）3年前期
- (6) 私の場合には、要件事実の授業を受けて、初めて実体法の効果発生要件の重要性がわかったので、両者はよりリンクしていたほうが良いと感じている。
- (7) 実体法がわからないと要件事実論はわからないというのもひとつの意見だと思うが、民法の授業を受けるに当たり、要件事実論の考え方、つまり主張責任の問題について、早い時期に知っていた方が、実体法自体の要件がわかりやすかったように感じる。

もう少し角度を変えて述べると、実体法と手続法の関係について、本学では実体法の学習が進んでから手続法を学ぶが、平行して学ぶか、あるいは訴訟における論理的な主張方法について少し学んでから実体法を学ぶということも、あってよいのではないかと感じる。

- (1) 創価 (2) 池本 優子 (3) 3年(未) (4) 法学部
(5) 民事法総合Ⅰ、2年次前期
- (6) 思考の方法として、要件事実に沿って事案を整理するクセがついたように思います。見たことのない問題に直面したときでも、何が原則で何を例外と考えるべきなのか、なぜそうなるのかということを、自分の頭で考える力が
- (7) 要件事実論は民法の発展的な学習をする際の道標となると思うので、3年次にこれをやるのは、遅いというよりもったいない気がします。2年次での学習が妥当だと思います。

1年次の民法教育は、2年次における

ついたように思います。

民事法総合Ⅱ以降の科目では、通説的な主張立証責任の分配を前提として授業が進められていました。その役割分担自体はいいと思いますが、やはりオーソドックスな類型だけでは対応できない場面にぶつかります。そういうときは、民事法総合Ⅰで散々「なぜ」ということを考えた、あれがないとなかなか結論を導くことができなかつたと思います。

る要件事実教育への導入となることを意識すべきであると思います。具体的には、錯誤無効の要件として「重過失がないこと」といったような、誤解を与える表現に気を配ることが必要ではないでしょうか。

(1) 創価 (2) 伊藤 博昭 (3) 06年卒業(既) (4) 法学部

(5) 民事法総合Ⅰ、2年前期

(6) 民事法総合Ⅰで要件事実の基本的な考え方や基本紛争類型について丁寧に学習したことで、その後の民事法総合V、VIという発展的な授業において出題される要件事実の問題にも対応できる力がついたと思います。

また、今回の新司法試験において要件事実の問題が正面から問われたことからも法科大学院における要件事実学習の重要性は改めて証明されたと思います。新司法試験を受けた経験からすると、法科大学院における要件事実学習は、いわゆる紛争類型別の丸暗記のような学習ではなく、立証の公平といった基本的な考え方から個別の代表的な紛争類型の要件事実がなぜそのような分配になっているのか、というような基本から構造を理解する学習が必要だと感じました。そのような学習をして、典型的な紛争類型の要件事実は丸暗記をせずとも自然に身につきまし、未知の要件事実の分配が問題となっても立証の公平、原則例外といった基本的な考え方から自分なりの解答を導くことが出来ると感じたからです。

以上のような意味では、母校の要件事実教育は非常に素晴らしいものであつ

(7) 他大学の動向はよくわかりませんが、母校のカリキュラム・授業の仕方(民事法総合Ⅰ～Ⅵまで)は少なくとも新司法試験受験後という現時点までにおいて、かなり優れたやり方であったと思います。

司法修習や実務でどの程度役に立つかは現時点ではわかりませんし、私が答えることでもないと思います。

たと感謝しています。

(1) 創価 (2) 鈴木 義弘 (3) 3年(未) (4) 文学部人文学科

(5) 民事法総合Ⅰ、2年前期

(6) ①民事法総合全体の授業についての感想

大変素晴らしい、ためになる授業であった。

まず、まったく法律の勉強をしたことがない私でもわかりやすい授業であった。なぜわかりやすかったかというと、一重に教員の熱意と工夫にあったことに尽きる。

次に要件事実論自体に興味をもつことができた。裁判規範としての民法を考えることは、民法の各条文・各制度の趣旨を考えることであり、かつ流動する社会の価値にも配慮しなければならない、という「古くて新しい問題」であったと思う。

②民事法総合Ⅰに関する感想

要件事実で学んだ、「権利を基礎付ける必要最低限の事実は何か」という思考方法は民法以外にも転用可能であり、勉強の役に立っている。特に判例を一步深く読むことができるようになったと実感している。

要件事実を組み立てることによって争点が明確になる機能は、人とディスカッションをする際にも役立っている。
③民事法総合Ⅰ以外の授業(民事法総合Ⅱ・Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ)についての感想

本学においては民事法総合Ⅱ・Ⅲ・Ⅵにおいて毎回の課題が出されており、その課題を作成するために要件事実の理解が必要となる。本学は実務家教員が多いからであろうか。ただ問題は、主張立証責任の分配について質問をしても、回答として「実務ではこうなっている」と教えられることが多い。個人的にはもう少し考えてみたいところで

(7) 欲を言えば、1年次の民法の授業(本学で言えば民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)で要件事実論を加味した授業をするべきであると思う。民法の要件論を教える際に、少し気をつければ、かなり要件事実の話ができると思われる(例えば「徒過」と「経過」と「到来」などの言葉使いに気をつけたり、債務不履行の要件における「履行がないこと」を「履行があったこと」と言い換えるなどで、だいぶ違うのではないか)。ただ、それにば基本書の改訂など抜本的な改革が必要な面もあり、しばらくの時間を要すると思う。

2年前期に集中して要件事実論を学ぶカリキュラムは大変よいと思う。2年次から始まる民法応用科目の授業に要件事実論の理解は不可欠であるからだ。

授業の仕方については、本学においては文句のつけどころがない。将来に向かって危惧していることは、条文の趣旨や当事者の衡平を考えない要件事実教育がまかり通ることだ。そのような要件事実は単なる「記憶」にすぎず、柔軟な思考を持った法曹の育成を阻害する。

今後の要件事実教育の課題は、要件事実の基礎理論の徹底、言い換えると条文趣旨や当事者の衡平をもとに主張立証責任の分配を考える姿勢を教育することに尽きるのではないかと思う。

あるが、授業の進行との兼ね合いで妥協せざるを得ない部分もある。

- (1) 中央 (2) 重名 阜史 (3) 3年(未) (4) 法学部、社会人経験あり
 (5) 民事訴訟実務の基礎(2年前期)／テーマ演習Ⅰ(3年前期)
 (6) 要件事実の教育自体はいずれも非常に面白かった。民法の授業との関連性は余りなかったように思う。民法の教授の側が要件事実を意識した教え方が出来ていなかつたように思う。
 (7) 民法の教授に要件事実教育を意識した教え方をするよう要請すべきと思う。また、実体法の知識が不十分な人が多いので、民法を先に教えたほうが良い。

- (1) 中央 (2) 竹中 紫穂 (3) 3年(既) (4) 法学部
 (5) 民事訴訟実務の基礎(2年前期)／テーマ演習Ⅰ(3年前期)／(模擬裁判)2年後期
 (6) 既修1年次前期という早い時期に行われたため、教育の内容が良くても、学生側にそれを受け入れる態勢がなかつたため、効果に疑問がある。また、民法の授業は後期に配当されており、形式的な面から提携が不十分であった。自分はテーマ演習を履修したので良かったが、他の学生は要件事実について十分な教育を受けたとはいえないのではないか。
 (7) 未修の中には、2年次前期の段階では民法・民訴の理解不十分な学生もいる。そのため、2年次後期に基本的な要件事実を配当し、3年次前期or後期に応用的なものを配当すべき。

- (1) 東京 (2) 栗原 伸輔 (3) 3年(未) (4) 経済学部／数学
 (5) 民事実務基礎 2年次後期
 (6) 民事実務基礎という科目で、架空の事例の当事者の主張から要件事実を抽出して、そこからブロックダイアグラムの作成及び中心的な問題に関する議論を質疑応答の形で行うことで要件事実について学習した。
 (7) より民法等との関係を勉強したいと感じた。特に個々の法律関係について主張立証責任をどのように分配するべきなのか、という問題は実体法の議論とどう関係しているのかがより明確になれば理解が容易になるのではないかと思う。

具体的な当事者の主張を用いることは、教科書に示された要件事実を実際にどのように当てはめればよいのかを学習できるという点で効果的だったと思う。要件事実を学習する中で一番大変だと感じたのは当事者の主張から何が要件事実かを抽出する作業だが、具体的な事例を用いた学習方法はその訓

練としても効果的だと思う。

個々の法律関係の要件事実を学習する上では、どうしてそのような要件になるのか、という理由を示して欲しいと感じた。個々の条文と、教科書等で示される要件事実との関係がわからないため、結局要件を記憶することに終わってしまうことがあった。

(1) 東京 (2) 中村 八重 (3) 3年(既) (4) 法学部、社会人経験あり
 (5) 民事実務基礎 2年次／(既修1年目) 後期

(6) (1) 授業の進め方：課題が事前に与えられ、それを解いてくるという形式はとてもよかったです。同級生と自主的に勉強会を開き、検討したことは非常に有益でした。

また、「第1審～」の教材を使って民事訴訟の基礎的な内容を確認したこと、有益であったと思います。

ただし、2年次の後期に必修科目が多く配置されていた関係で、負担は若干多めに感じました。

(2) 習得度について：正直に申し上げて、要件事実を司法修習における前期修習を終えたものと同程度まではとても習得できていないと感じています。新司法試験終了後の司法修習では前期修習を省略するものとされていることから、とても不安です。「当面」は補完のための修習過程が設けられるようですので、この点はクリアされるかもしれません…。

(3) 他科目との連携について：私の在籍する法科大学院における「上級民法」(2年次後期配当科目)の授業は、2単位という制限があるために、先端的なトピックを扱う形式で、網羅的に民法を学習するものではありませんでした。このため、「上級民法」の授業との連絡はまったく取れておらず、連続した科目という印象はありません。

(7) (1) カリキュラムの立て方について：現在予定されている司法修習プログラム（従来の前期修習を省略）が維持されるのであれば、要件事実については全学生が継続的に取り組む必要があるように思います。

例：2年次で基本的な内容を学習、
 3年次で応用的な内容を学習

他方で、新司法試験の合格率が法科大学院設立当初よりかなり下がっている関係で、学生の主な関心は新司法試験の合格にあることは否めません。このため、新司法試験に直結しない実務系科目への取り組みは不十分なものとなっているのが現状です。

これらの観点からは、やはり実務修習前に司法試験合格者を対象とする修習が行われ、要件事実の復習をする機会が設けられるのがよいように思います。このことは「法科大学院における要件事実教育」の枠を超える問題であり、難しい問題であると考えます。

(2) 授業の仕方について：感想・意見で触れたように、グループで検討するという経験は非常に有益でしたので、これを取り入れる形での授業展開があつても良いように思います。ほかの科目との負担配分や授業時間との兼ね合い上可能であれば、学生がプレゼンを行い、他の学生との質疑応答、教授によ

これに対し、「上級民事訴訟法」（2年次前期配当科目）では要件事実について多少触れたため、民法よりは民事訴訟法との連続があったように思います。ただし、「上級民事訴訟法」の進め方は教授によりかなり差があるため、全クラスについて同様にいえるかはよくわかりません。

- (1) 白鷗 (2) 粂川 高志 (3) 3年(末) (4) 法学部、社会人経験あり
 (5) 民法演習C（担保物権、債権総論） 2年次 後期／民事訴訟法演習A・B
 2年次 前期・後期／訴訟実務の基礎 3年次 前期
 (6) 本学では民事実体法、訴訟法の個別及び総合演習を通じて、様々な事例を題材にしながら、具体的な形で要件事実を学習することができました。このことは民事実体法の理論を実際の訴訟においてどのように反映させるかという側面のみならず、要件事実の観点から民事実体法の理論をとらえ、両者を統一的に理解できるという点で、実務家を育成するための機関であるという法科大学院制度の趣旨に合致し、非常に有用だったと考えています。
- (7) 本来であれば在学中の民事法関係講義全体を通して、要件事実の議論を学ぶことに大きな意義があるといえますが、基礎理論の段階から本格的な要件事実の議論を学習することは、特に純粋未修者にとって負担も大きいと考えます。

そこで基礎の段階では、要件事実の議論の基本的な部分をまず学習し、演習段階に入った後に一件記録等を利用して、徐々に本格的な要件事実の議論の理解とその応用の仕方を修得していく方法、それを実践できるカリキュラム・授業の構築が望ましいのではないかと考えています。

- (1) 白鷗 (2) 渡部 晶子 (3) 3年(末) (4) 法学部
 (5) 民法演習C（担保物権、債権総論） 2年次 後期／民事訴訟法演習A・B
 2年次 前期・後期／訴訟実務の基礎 3年次 前期
 (6) 同上 (7) 同上
- (1) 一橋 (2) 小田 勇一 (3) 06年卒業(既) (4) 法学部
 (5) 民事法務基礎 3年次 前期／民事裁判基礎 3年次 後期
 (6) 私が初めて要件事実教育に触れたのは、法科大学院3年次（前期）における「民事法務基礎」という授業です。同授業で使用した教材は法曹会「問題研究 要件事実」であり、授業内容は主にこの教材を解説していくというも
- (7) 一卒業生としての立場から、法科大学院における要件事実教育に対して2つの提案をしたいと思います（授業方法については、既に述べたのでここでは省略します。）。

まず、各要件事実教育間の一貫性で

のでした。具体的には、①基本的な用語の解説、②基本的な要件事実の説明（請求原因A－抗弁B－再抗弁C）、③要件事実特有の議論（ $a + b$ など）などです。ところで、この授業の関心は、どちらかと言えば、学問としての『要件事実』が強調されていたように思います。すなわち、要件事実がある種の「定理」として説明され、その内部的一貫性や理論的な美しさが重点的に説明されていました。そのため、学生としては、因数分解を学んだ時のごとくひたすら多くの問題を解き、要件事実を暗記することが大切だと考えるに至ったのです。しかし、意味もなく暗記することほど苦痛な作業はありません。また、既存の知識とは無関係に事柄を暗記することは、非効率でもあります。そのためか、私は要件事実に対してあまり興味を持つことができませんでした。もっとも、振り返ってみれば、この原因は、上記授業内容が当時の私にとっては高度であったため、それを十分に咀嚼し切れない私にあったように思えます。すなわち、要件事実論の初学者である私には授業内容が理解できなかつたため、授業が苦痛となっていました。

その後、私の要件事実に対するイメージは大きく変わりました。そのきっかけは、法科大学院3年次（後期）における「民事裁判基礎」という授業です。この授業の内容は、①実体法上の要件を確認した上で、②要件事実を解説し、③事実認定を行うというものでした（授業の中心は、①・②です）。そこでは、(1) 民法上の要件を条文および解釈から導き、(2) そのから要件事実をどう構成するという過程が強調され、絶えず民法学の議論との関連が意識されていました。私は、要件事実とは民法規

す。どのような要件事実教育が好ましいかはさて置き、要件事実教育を担う授業科目間で要件事実教育に対する先生方の認識（アプローチ）が異なると、学生は非常に混乱します。もちろん、先生方それぞれに独自の要件事実教育に対する御考えがあるのは容易に理解できるところですし、いろいろな考え方で触れるのが好ましいという意見もあるでしょう。しかし、少なくとも、あらかじめ教授間で授業内容の相談をし全体的なカリキュラムを考えた上で、他の授業科目を担当する教授の考え方を紹介しつつ、自らの考えを説明すべきです。私自身、3年次後期の授業を担当していただいた裁判官の方から要件事実教育に対する考え方方が前期の授業を担当した方とは違いますという説明を受けなければ、混乱したと思います。

次に、要件事実教育をできるだけ早い時期に開始すべきだと思います。要件事実は、法律的問題の見通しを明確にする道具として有用です。例えば、同時審判の申出がある共同訴訟が成立するための要件である「法律上併存し得ない関係」か否かは、要件事実を組み立ててみることで理解が容易になります。また、要件事実に限らず、訴訟物や請求の趣旨が具体的にどのように記載されるのかを知ることは、民事訴訟法の各種の問題に対する理解を深めます。私自身、2年次前期に行われた「民事法演習II」のテキスト『ロースクール民事訴訟法』を要件事実を勉強した後に要件事実を駆使しながら復習してみたところ、理解が飛躍的に深まった記憶があります。法律に全く触れたことのない1年次での教育は難しいとしても、一通り法律を勉強し演習教育に入る2年次において要件事実教育を試

範の構造から導かれるものである（『実体法上の解釈なくして要件事実なし』）という考え方と共に感を覚え、この授業を受けてからの要件事実教育に対する評価は変わりました。

私自身、要件事実とはどうあるべきかと聞かれても、現時点ではお答えすることはできません。そこまで要件事実論を考えたこともなければ、そのような能力を持ち合わせてもいないからです。しかし、上記2つの要件事実教育のうちいずれが法科大学院において好ましいかと聞かれれば、後者と答えるでしょう。それには三つの理由があります。第1に、いずれの法科大学院においても、必ず民法を初めとする実体法の教育がなされます。したがって、民法等と関連付けながら要件事実を教えれば、大学院生の側は理解しやすい上、両者の間でシナジーが期待できます。第2に、実体法上の要件からなぜこのような要件事実が構成されるのかを考える作業を通じて、論理的な思考能力が鍛えられます。要件事実教育が同時に論理的思考能力を鍛える教育にもなることは、教育上好ましいことに疑いはありません。第3に、日々法律が改正あるいは制定される中で、すべての要件事実を暗記することは不可能ですし、要件事実の解説が施されるのを待っていることはできません。法律家として新たな法律にも臨機応変に対応する必要がありますが、実体法上の要件を条文等から導き出しその上で要件事実を考えるという方法は、これを可能にするでしょう。

みることは、むしろ望ましいのではないかと思います。

-
- (1) 一橋 (2) 坂巻 陽士 (3) 06年卒業(既) (4) 法学部
(5) 民事法務基礎、3年次、前期／民事裁判基礎、3年次、後期
(6) 要件事実の勉強は法科大学院の上 | (7) 一橋大学では、要件事実の授業は記授業はじめましたが、これに 上記のように3年次に組み込まれてお

よって、民法など実体法の概念の理解が非常に深まったと思います。特に、要件事実の勉強により条文の要件がどうなっているのかをきちんと見直し、また考えることができ、さらに、民法の構造がどのようにになっているのかを学ぶことが出来ました。要件事実そのものの理解もかなり勉強になりましたし、どのような事実があれば法律効果が発生するのかをしっかりとと考えられるようになったことで多くの情報の中から必要な情報を抜き出す訓練にもなったと思います。

り、特に本格的な要件事実の授業は後期の民事裁判基礎で行われます。2年次では民法など実体法の授業により法律学の基礎を固め、3年次の前期で要件事実の基礎的な学習をし、後期で本格的な学習をするというカリキュラムになっています。このカリキュラムは順番としても、時期としてもうまく組まれていると思います。もっとも、要件事実の学習は非常に内容の濃いものであり、3年次の後期の授業を受けて初めて理解が深まったという面が強いことから、2年次の後期から導入的な要件事実の授業を開始し、3年次で前期・後期をかけてみっちりと要件事実の学習をするという方法を考えてもよいかと思います

- (1) 早稲田 (2) 齊藤 怜香 (3) 3年(未) (4) 法学部三年次中退(飛び級入学のため)
 (5) 民事法総合II(2年前期・ただし要件事実について深くは触れず)／民事法総合III(2年後期)／民事訴訟実務の基礎(2年後期)
 (6) 要件事実論を勉強して強く感じたのは、当事者の関係を立体的に感じられるということです。

これまでの民法の授業では、「この人が悪意なら効果が生じる」「AとBとの法律関係を論ぜよ」といったふうに、ある事件が発生したことを前提として、発生後の事件を俯瞰して眺めるという感じでした。

しかし要件事実論になると、誰が何を主張すべきなのか、そもそもどういう権利を主張しているのかが以前民法を勉強していたよりも重要性が際立つて感じられました。このように効果発生の「要件」は何か、ということを突き詰めて考えていく要件事実論は、民法という実体法を理解するうえで非常に有用な概念だと感じています。加えて、いかに条文というものが重要なの

- (7) 要件事実学習の前提としてあるのは民法の理解だと思います。

とすると、法科大学院の未修を前提とするならば、一年次に民法及び民事訴訟法を学習し、要件事実については二年次に入ってから学習するのがよいと思います。自分が履修した感覚として、民法と民事訴訟法をある程度理解したからこそ、要件事実における立体的な当事者の関係が分かってくる、ということがありましたので、あまり早期に一年生の頃から要件事実について重点的に学ばなくてもよいと思います。

二年の前期・後期、どちらに配当するかについては、まず前期において一年次の民法及び民事訴訟法の理解を踏まえた上で、「抗弁」「訴訟物」といった概念に触れ、慣れていくという作業を行い、後期に入つてから本格的に言

か、そんな基本的なことを思い起こさせてくれました。

また、誰が・何を主張するか、ということを重要視していくことで、民事訴訟法における「攻撃防御」とは何か、ということについて、うすらぼんやりとしていたものの輪郭がはっきりしてきたように思います。

い分方式で要件事実を書き出すとか、訴状を書くといった作業を行っていくのがよいと思います。

ただ、このカリキュラムの前提としては、一年次の民法の授業において、条文の重要性を認識させ、ある効果が発生するための要件は何か、ということに気を配っていくことが必要になると思います。そうでないと、ある論点につき学説はどう分かれ、判例はどういう立場を採ったか、ということに目を奪われ、「要件は何か」と問われた際に即座に回答が出てこないということになるからです。これでは要件事実学習の前提としての民法の理解としては足りない部分が大きいと思います。

- | | | | |
|--|--|-----------|---------|
| (1) 早稲田 | (2) 廣瀬 仁貴 | (3) 3年(未) | (4) 法学部 |
| (5) 民事訴訟実務の基礎(2年次後期) | ／民事法総合Ⅲ(2年次後期) | | |
| (6) 私は、2年次後期に、「民事訴訟実務の基礎」という授業と、「民事法総合Ⅲ」という授業を履修し、その中で同時並行的に要件事実教育を受けました。授業の中では、要件事実の基礎から応用まで、先生の作成した言い分形式の問題・詳細な解説レジュメ・パワーポイント等により効果的に学ぶことができました。毎回提示される課題について四苦八苦しながら主張整理をして授業に臨み、授業では学生同士で議論を重ねる中で適宜先生が必要なコメントを加えてくださり、最終的に先生が詳細な解説をしてくださる、というサイクルで勉強致しました。途中からは民事演習教材を用いて事実認定も交えて要件事実を学びました。 | (7) まず、未修者の1年次における民法教育において要件事実を意識して行うことが必要かという点については、確かに取り入れることが望ましいとは思いますが、ただでさえ分量の多い科目ですので、限られたコマ数の中で要件事実を意識しながら民法全体を1から学ぶというのは現実的にはかなり厳しいのではないかと思います。未修者に対する民法教育としては、満遍なく全体像を掴ませ、2年次以降の演習科目につながるような基礎的な土台を築くことを最優先とするべきなのではなかいかと思います。 | | |
- 要件事実教育を受けた感想としては、まず、非常におもしろいと感じたというのが素直な感想です。これまでに学んできた民法とは全く別の視点から民法を学ぶことができ、大変興味をもつ

次に、未修者の2年次(既修者の1年次)については、前述のように私としてはもっと早く要件事実を学んでおきたかったと感じたということから、できれば2年前期の段階で学ぶことが望ましいのではないかと思っています。早い段階で要件事実を学ぶことで、カリキュラム的に要件事実を意識した科

て授業に取り組めました。今まで平面的に学んでいた学説の対立、判例の枠組み、あるいは法律要件そのものについて、主張証明責任を意識して検討できるようになったという点で非常に有意義であったと思います。また、条文や判例を読む際に訴訟を意識して読む癖がついたのも大きな効果だと感じています。

次に、当初は、要件事実について何か得体の知れないものであるかのようなイメージがあり、「要件事実ってどんな学問なんだろう」という思いを抱いていたのですが、いざ学んでみると、「要件事実論」という特別なものを学んでいるというよりも、「民法そのもの」を学んでいるという印象を強く持ちました。実際、前述のように民法の理解が以前より深まったと思いますし、何か分からぬことに出会ったらまず注釈民法や我妻先生の教科書を参照するようになり、まさに半年かけてまた1から民法をじっくり学んでいるというイメージで勉強していました。

また、他方で民訴法の勉強としても、訴訟物や弁論主義等の理解が深まりました。2年後期といわずもっと早く要件事実を学んでおきたかったと感じています。

早稲田においては、民法を学ぶ機会としては1年次に12単位用意されているのですが、それは全く要件事実を意識したものではなく、とにかく民法実体法を理解することを最優先としたものでした。また、2年次においては、上述の民事法総合Ⅲ（民法・民訴法とともに要件事実も学ぶ）を除いて、純粹に民法を全体的に学ぶ科目は2単位しかありません。しかも、従来の論文式試験のようなオーソドックスな事例を検討するものであり、言い分方式に

目を多く設置することが可能となるし、また、学生の側としてもその後のより多くの民事系科目に要件事実的視点を持って取り組むことができると思います。もっとも、2年前期で要件事実教育を受け終わり、その後は卒業まで授業として要件事実について演習の機会が全くないという状況に陥ることもまた問題かと思います。加えて、あまり早い段階で履修することで消化不良に陥ることも懸念されます。

そこで、単位とするかどうかは別として、2年前期時点で独自の導入教育、あるいは、民事系演習科目の1コマないし2コマを使って要件事実の基礎を学ぶ機会を設けた上、後期に応用として本格的に要件事実を学ぶという形式でやるのが理想的なのではないかと考えます。

また、同時並行的に別枠で民事実体法を学ぶことも重要であると思うのですが、一通り要件事実を学んだ後に、改めて演習を通して民法を学ぶ機会がやはり必要であると思うので、3年次においては要件事実を意識した民法の更なる上級科目、すなわち、民法の集大成的な科目が設置されるべきではないかと思います。そうすることで法科大学院3年間における一貫した民法教育としての学習効果が高まるのではないかと思います。

なお、授業の仕方としては、私自身が実際に授業で受けた方法が非常に良かったと感じています。前述のような先生の作成した言い分方式の事例問題で学ぶということの他、一審判決・控訴審判決・最高裁判決から、実体法上の問題点及び訴訟上の問題点を抽出・検討するとともに、それに関連する要件事実を学ぶという授業がありました。民事法を横断的に学ぶという観点

なっているわけでも、特に要件事実的な発想を探り入れたものでもありませんでした。民事法にばかり単位を割くことは事実上難しいので、必ずしも要件事実をメインとして学び続ける必要はないと思うのですが、少なくとも、2年次以降の科目としては、各期において常にどこかで要件事実的な検討をさせる科目を置くことが、前期修習がなくなるという観点からも必要なのでないかと考えています。

から非常に勉強になりました。また、判例の規範をどのように要件事実的に構成するかということを検討させられたこともあり、大変印象的でした。いずれにしても、先生から逐一講義を受けるという方法よりも、自分自身でいろいろ問題と格闘して考える、そして、他の学生と議論する、ということが、「正解」ではなく「要件事実的な思考」を学ぶという観点からは重要なのではないかと思っています。